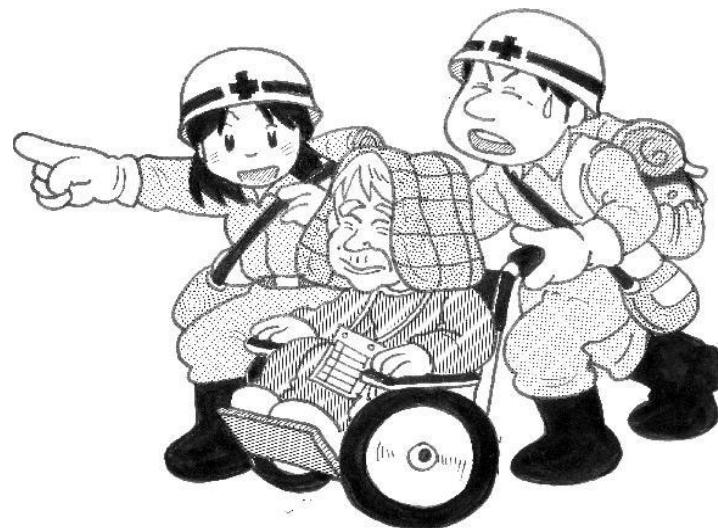


# 高齢者施設における 防災計画作成指針



平成 25 年 1 月  
石川県健康福祉部

災害発生時の対応について、

以下の優先順位を心構えとして持つておくことが必要である。

- 1　自　助：各施設において、日頃から災害に備えたり、災害時の職員による火元の点検、入所者等の安否確認、初期消火等自らの努力で対応する。
- 2　共　助：地域、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て対応する。
- 3　公　助：公的機関の応援を求める。

## まえがき

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震と同時に大きな津波が発生し、多くの尊い命が奪われました。

岩手県、宮城県、福島県を中心とした東日本の広い範囲の特別養護老人ホーム等の高齢者施設では、地震・津波被害として、これまでに経験したことのない対応を迫られました。

日本の国土は、地震、津波、風水害、豪雪等極めて多種の自然災害が発生しやすい自然状況下に位置しており、石川県においても 30 年に一度の割合で地震が発生しています。

県都が直下型地震の被害を受けた 1799 (寛政 11) 年の金沢地震 (M 6) や、人的被害の最も大きかった 1948 (昭和 23) 年の福井地震 (M7.1)、最近では県政未曾有の大災害となった 2007 (平成 19) 年の能登半島地震 (M6.9) が発生しており、将来も同程度の直下型地震が発生する可能性があると指摘しています。

県では、高齢者施設に入所されている方の安全・安心の確保の観点から、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等において、入所者の特性や施設周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じて防災計画の策定を義務づけるとともに、石川県地域防災計画においても高齢者施設を含めた社会福祉施設等に対して、具体的な防災計画を定め、平常時から防災体制の整備等に取り組むことが定められています。

本指針は、地震や津波等の自然災害に備えて、各施設における防災計画の作成等を支援するため、平成 18 年 3 月に策定した「高齢者入所系施設における防災マニュアル」の見直しを行い、策定したものです。

災害時に入所者等の生命や身体の安全を守るため、各施設においては、防災計画の作成・見直しに当たり、本指針を参考に、より実効性の高い防災計画を作成していただきますようお願ひいたします。

最後に、本指針の策定に当たり、貴重なご意見やご助言をいただきました高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会の皆様及び関係者各位に対し、心から感謝申しあげます。

平成 25 年 1 月

石川県健康福祉部長 三宅 邦明

## 目 次

第1章 はじめに	1
1 防災計画について	1
2 防災計画の作成に当たって	2
第2章 平常時の災害対策（災害予防）	5
1 災害の想定	5
2 災害の発生に備えて	6
3 体制整備	11
4 避難場所・避難経路等の設定	17
5 家族等への引き渡しの準備	21
6 防災訓練の実施	23
7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築	25
第3章 地震への対応	27
第4章 津波への対応	37
1 警報等発表時の対応	38
2 津波発生時の対応	42
第5章 風水害、豪雪への対応	43
1 警報等発表時の対応	44
2 緊急時の風水害・豪雪への対応	49
第6章 災害発生時のこころのケア	53
第7章 避難所としての対応	55

### （参考）

I 災害別の基礎知識	57
1 地震	57
2 津波	59
3 台風（風害）	61
4 大雨災害（水害）	62
5 自然災害の警報と注意報の種類	64
6 雪害	65
II 災害対策チェックシート	67
1 平常時のチェックシート	67
2 地震への対応のチェックシート	70
3 津波への対応のチェックシート	73
4 風水害・豪雪への対応のチェックシート	75
III 施設防災関係法令一覧	79

## 第1章 はじめに

### 1 防災計画について

県では、高齢者施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（注）において、高齢者施設等は、「入所者（利用者）の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所者（利用者）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に職員（従業者）に周知しなければならない。」と定めています。

また、「石川県地域防災計画」では、高齢者施設を含む社会福祉施設に対して、具体的な防災計画を定め平素から災害に備えておくことを求めています。

高齢者施設の入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の生命を守るため、日頃から災害対策に取り組むことは、社会福祉施設として重大な責任です。そのためにも、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておくことが重要です。

本指針は、各施設が防災計画に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じた防災計画の作成・見直し等に活用してください。

なお、本指針における高齢者施設とは、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、有料老人ホーム等を指します。

注）この節における高齢者施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例とは、以下の条例をいう。（平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行）

- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

## 2 防災計画の作成に当たって

防災計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

以下の事項に留意し、いざという時に役立つ防災計画を作成しましょう。

参考：P67 災害対策チェックシート

### （1）人命の安全

防災計画を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。防災計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

### （2）内容の簡潔化、明確化

防災計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。

緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

### （3）意見の集約

防災計画を作成するに当たっては、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があるため、多くの職種、部門の職員から意見を聴取したうえで、作成するようにしてください。

### （4）想定する災害

災害には、地震、津波、風水害等の様々なものがあります。防災計画は、施設の周辺地域の環境等を踏まえ様々な災害を想定したうえで、それらの対策について定めてください。

### （5）入居者等の心身の状況の把握

高齢者施設においては、元気な方から要介護状態の方まで心身の状況がそれれ異なることから、各施設においては、入居者等の心身の状況を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

### （6）防災計画の不断の見直し

防災計画は、防災訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最新のものとしておいてください。

## ひとくちメモ

### すぐに使える防災計画を！

防災計画は、災害発生時にすぐに取り出して使えるものでなければなりません。以下にそのための工夫の例を紹介します。

#### （1）ハンドブックとして作成する

いつでも見られるように、職員が常に携帯するハンドブックとしてまとめて作成することも有効です。

#### （2）1枚の用紙に必要な情報を集約する

緊急時の連絡や避難に必要な情報を抜粋し、1枚の用紙に集約して一目で取るべき対応が分かるような資料を作成しておくことも有効です。

#### （3）各部屋や人が集まる場所に掲示する

手元にない場合でも見られるように、事務所等の人がある程度集まる場所に掲示できるものを作成することも有効です。各部屋で災害への対応が異なる場合は、部屋ごとに作成しましょう。

#### （4）防水・防汚処理

せっかく作成した防災計画も、水で濡れたり汚れたりして使えないということがあってはいけません。浸水の危険がある施設では、例えばラミネート加工を施して濡れないようにしたり、クリアファイルに挟む等の処理が有効です。

#### （5）保管場所

いざという時にどこに保管したかわからない・・・ということがあってはいけません。紛失しない保管場所を決めておきましょう。また、連絡先等の個人情報が含まれる場合は、普段外部の人が見えない場所に保管しましょう。

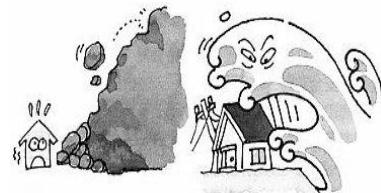


## 第2章 平常時の災害対策（災害予防）

### 1 災害の想定

#### （1）施設の立地条件の確認と災害予測

災害に対処するには、起こりうる災害について知っておくことが重要です。起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があり、市町では、地域防災計画や洪水や液状化のハザードマップ等を作成するほか、地震（活断層の位置）、水防（河川等氾濫）、一般（風水害、土砂崩れ）の区分ごとに、過去の災害発生状況、活断層調査、想定区域図・危険箇所の災害履歴等の資料を揃えているところもあるので、市町の担当課に問い合わせたうえで、それらを活用し防災計画作成等の前提となる災害の想定をしっかりと行ってください。また、土地の標高については、国土地理院がホームページ等（国土地理院「標高が分かるｗｅｂ地図」）で資料を公開していますので、参考としてください。ただし、東日本大震災やゲリラ豪雨による災害等これまでの想定を超えるような災害も発生しており、災害の対応に当たっては、現状の災害予測を過信せず、可能な限り準備しておくことも必要です。



#### （2）二次災害への対応

地震や津波等による直接の災害はもとより、これに伴う二次、三次災害（火災、がけ崩れ、土砂災害、液状化現象、河川の氾濫等）についても注意を要します。

これらも視野に入れた対策に取り組み、災害発生時における最悪の事態を想定した対応を検討してください。

#### ひとくちメモ

##### 石川県は安全！？

「日本海側は大きな津波は来ない」というイメージがありますが、1833（天保4）年、山形沖を震源地として発生した「天保の地震」では、現在の輪島市の沿岸に高さ約9～11メートルの津波が押し寄せ、およそ50人の死者が出たとの記録が加賀藩の史料などで残っています。

また県が平成24年4月10日に公表した「石川県津波浸水想定区域図」では、能登北部に最大約18mの津波が来るとの想定を行っています。

石川県は海に囲まれており、また周辺海域に波源となる断層も複数あることから、地震のみならず津波に対しても対策を怠らないようにしましょう。

＜出典＞石川県地域防災計画津波災害対策編  
加賀藩資料

## 2 災害の発生に備えて

### (1) 施設の立地場所

入居者等の安全を守るためにには、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地することが重要です。施設の建替え等の際に、移転等を含め、立地場所を十分検討してください。

### (2) 防災設備等の対策

入居者等の安全を守るためにには、施設設備への防災対策が必要です。施設の耐震化やライフラインの確保に努めるほか、施設内外の家電製品や調理器具等の落下や倒壊を防止し、被害を最小限に抑えるよう対策をするとともに、入居者等の安全な避難経路を確保してください。

また、大規模な災害が発生した場合に、即座に救援活動が行われない可能性があるため、最低3日間は施設で生活が出来るよう、各種対策を行ってください。

#### ① 共通項目（ライフラインの確保）

- ア 通信手段の確保（災害時優先電話、衛星電話等の確保）
- イ 水道の代替手段の確保（災害時飲料水貯水槽兼用受水槽の設置、井戸の確保）
- ウ 下水道の代替手段の確保（簡易トイレの確保）
- エ ガスの代替手段の確保（灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握等）
- オ 電源の代替手段の確保（自家発電装置の設置、発電用燃料の確保、懐中電灯の確保等）

#### ② 地震災害

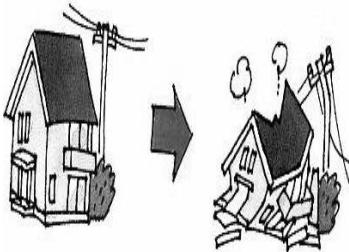
- ア 昭和56年以前に建てられた施設については、旧耐震基準に基づき建てられているため、耐震診断を受診するとともに、必要に応じて耐震補強の対策を講じ、耐震性を確保する
- イ 門柱やブロック塀など、耐震性が低い場合には補強工事を検討
- ウ 屋根の状態点検又は危険箇所の補修・改修
- エ 消火器の設置場所・有効期限を確認
- オ 自動火災報知設備などの消防用設備の点検又は更新
- カ 配管類の接合部を補強し、切断、抜け落ちの危険を防止

### ひとくちメモ

#### 旧耐震基準と新耐震基準の違い

旧基準は「震度5程度の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提とし、新基準は「震度6強から7の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提としています。

＜出典＞建築基準法 性能評価制度解説書



### ひとくちメモ

- ・阪神・淡路大震災では、「倒壊した建物の約 95% が昭和 56 年以前に建設されたものであった。」
  - ・また、「全体的にピロティ構造（1 階は柱のみで駐車場等として利用するもの）と壁の配置が悪い構造の建築に崩壊したものが多く、これらの中には現行法に適合している建物もあった。」
- <出典>内閣府ホームページ阪神淡路大震災 教訓情報資料集
- ・耐震診断の相談窓口：
- (社) 石川県建築士事務所協会  
[TEL076-244-5152]

### ③ 津波・風水害・豪雪等

- ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施
- イ 排水溝のごみや泥を除き、排水点検
- ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止
- エ 屋根瓦、雨戸等の点検、補修
- オ 鉢植え、物干し等飛散するものとなるべく置かない
- カ 大きな木の枝が折れないよう、樹木の剪定

### （3）備品等の対策

#### ① 備品等の転倒・落下防止

備品等が転倒・落下すると、入居者等や職員が負傷し、避難の妨げにもなります。次の点について予防策を検討してください。

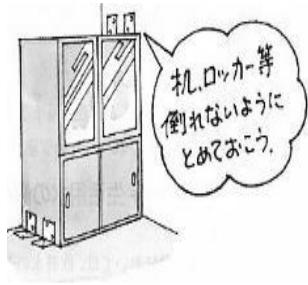
- ア 調理室等の火気を扱う調理器具等は、固定を十分確認する
- イ タンス、ロッカー、机等の大きな家具等やテレビ、冷蔵庫等の電化製品は、床、壁に金具等で固定する
- ウ 天井から吊り下げられている照明器具は、鎖等で補強する
- エ 棚、戸棚に置いてあるものは、振動で落下しないよう工夫する
- オ 落下の危険があるものを高所に置かないようにする

#### ② 窓ガラスの破損・飛散防止

窓ガラスが割れると非常に危険であるため、飛散防止フィルムなどで予防し、周辺には転倒する物を置かないようにしてください。

#### ③ 避難経路の確保

廊下、階段、出入口、食堂、ホール内等は、転倒して避難の妨げとなる不要な備品は置かないようにしてください。



### ひとくちメモ

- ・阪神大震災では、建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具が転倒しその下敷きになってケガをし、室内が散乱状態のために延焼火災から避難が遅れてしまう等で多数の人が被害を受けました。これは、室内に家具や電化製品などを多く置くようになった近年の住宅事情に原因があると考えられています。
- ・花瓶が倒れると廊下や部屋が水浸しになり、滑つて転ぶと、割れたガラス等でけがをすることがあります。
- ・家具がなく手すりもついている廊下は、安全スペースになります。

## （4）危険物の管理と保管

二次、三次災害を防止するため、火気使用器具（ガスコンロ等）や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討してください。

- ① ガス供給元栓の場所を確認
- ② 自動遮断装置の有無をガス供給事業者へ確認し、無い場合には設置を検討
- ③ 設備や器具は、感震自動遮断装置があるものを選ぶ。
- ④ 薬品、可燃性危険物は、火気がなく落下の危険がない場所に保管
- ⑤ プロパンガスボンベは、金具と鎖で固定
- ⑥ 地下や屋外に設置している水・油タンク等の日常点検



## （5）緊急時の食糧等の備蓄

防災のための食糧等の備蓄と、緊急時に必要となる物資、機材のリスト（備蓄リスト、P 9～10 参考様式 1）を作成し、災害時用持ち出しセットや入居者等の避難時持ち出し袋を準備する必要があります。その他、備蓄するに当たっては、以下の点に注意してください。

- ① 食糧等の備蓄品については、入所者だけではなく、通所利用者や職員等の分も含めて 3 日分以上、確保しておく
- ② 火や水がなくても食べられるもの（カンヅメ・発熱剤付きレトルトご飯等）のほか、高齢者に適した消化しやすい「おかゆ」タイプのものも用意しておく
- ③ 備蓄に当たっては、津波等を想定して、2 階以上で保管することも必要



(参考様式 1)

## 備品リスト記載例

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所
食糧等	米			
	非常食			
	飲料水			
	鍋			
	茶碗			
	カセットコンロ			
医等薬品	医薬品			
	衛生器具（血圧計、体温計等）			
	衛生材料（おむつ等）			
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話（充電器含む。）			
	無線機			
照明	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資機材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	防災用マッチ			
	新聞紙			
移送用具	車いす			
	乳母車			
	リアカー			
	おんぶ紐			
	担架			

作業機材	スコップ			
	合板			
	のこぎり			
	釘・金槌			
	軍手			
	長靴			
避難用具	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
	簡易トイレ			

注) 上記品目はあくまで例示ですので、各施設で必要に応じた備蓄品リストを作成してください。

### 3 体制整備

#### (1) 職員や施設内外の連絡体制の整備

災害発生時には、職員間及び外部への連絡が重要となります。

特に、入所施設については、勤務時間外に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

また、電話、メール等の通常の連絡手段が通じない場合に備えて、緊急時の連絡方法を検討してください。

##### ① 職員間や関係者との連絡体制の整備

災害に備えて、職員間の防災連絡網（P11 参考様式2）や緊急連絡先一覧（P12 参考様式3）を作成し、各職員が携帯するほか、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また職員以外にも、関係者の連絡先を記載してください。特に、県や市町の防災担当課、施設担当課と連絡が取れるよう、必ず連絡先を確認してください。

##### 【その他関係者の例】

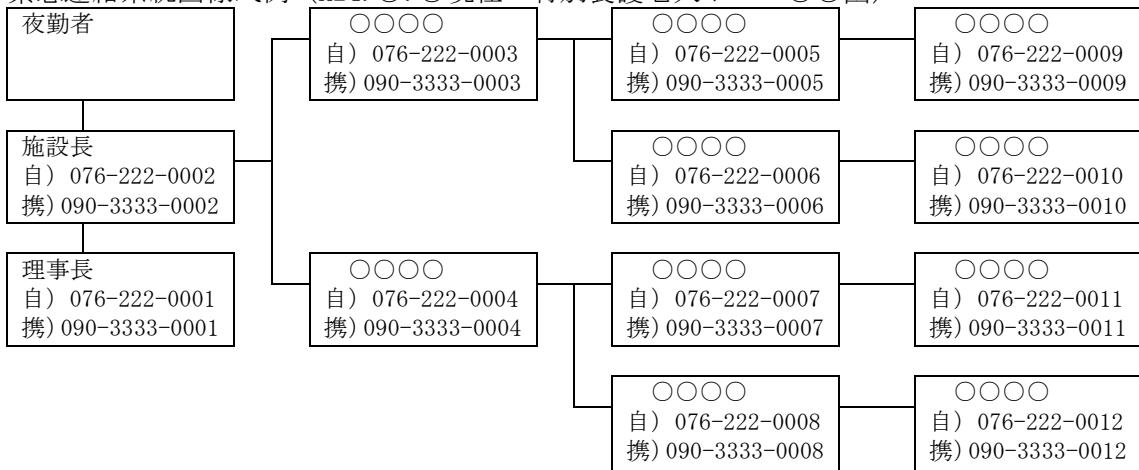
町内会、ボランティア団体、家族、県市町担当課、消防署、警察、協力医療機関、嘱託医、設備の管理委託業者、給食業者 等

(参考様式2)

##### 防災連絡網の様式例

役職名	氏名	住所	自宅電話	メールアドレス	携帯電話	通勤時間
理事長	○○○○	○○市□□町 1-2-2	076-222-0001	00@mail.com	090-3333-0001	車 30 分
施設長	□□□□	○○市□□町 1-2-3	076-222-0002	00@xxphone.jp	090-3333-0002	徒歩 5 分
介護支援専門員	△△△△	□□市▽▽町 4-5	076-222-0003		090-3333-0003	車 20 分
看護職員	☆☆☆☆	□□市△△町 1	076-222-0004		090-3333-0004	自転車 7 分
介護職員	▽▽▽▽	△△町△△2	076-222-0005		090-3333-0005	車 10 分

##### 緊急連絡系統図様式例 (H24.○.○現在 特別養護老人ホーム○○園)



(参考様式 3)

### 緊急連絡先一覧

分類	機関名		所在地	電話番号	FAX	備考
自治体担当課	○○県	(福祉担当課)				
	○○市	(防災担当課)				
	○○市	(福祉担当課)				
消防	○○消防署					
警察	○○警察署					
救護	○○町会	町長				
		防災担当				
	○○病院					
	○○園 (協力福祉施設)					
上部団体						
ライフライン	電気	○○電力○○支店				
	ガス	○○ガス株式会社				
	水道	○○市企業局				
	通信	N T T西日本○○支店				
日常取引先						

注) 緊急連絡先一覧は、例示以外にも日常生活で関わる全てをリストアップしてください。

### ② 非常時の連絡手段の検討

災害時には回線が混雑し、通常の電話やメールが使用できない場合があります。通常の連絡手段が利用できない場合の災害時の連絡方法を検討してください。

災害時伝言ダイヤルの使用に当たっては、各社のホームページ等で提供されている体験利用を活用し、職員及び家族等に対して、事前に周知して連絡方法を練習することが重要です。

また、災害時優先電話、衛星電話等の通信手段の整備についても検討してください。

#### ア 公衆電話 (グレー、緑の発信規制対象外の端末)

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般的な回線が制限されますが、一部の公衆電話は制限を受けて、災害時優先電話となります。

#### イ 災害時伝言ダイヤル (N T T)

N T Tでは回線が混雑する状況の緩和を図るため、地震、津波等の災害発生時に音声による伝言の録音・再生サービスを実施しています。

(注) 災害時伝言ダイヤルの使用方法については資料編 (P 66) を参照



#### ウ 携帯電話会社による災害時伝言ダイヤル、災害伝言板サービス

各携帯電話会社では、携帯電話による災害時伝言ダイヤルの他、安否情報等を登録する災害伝言板サービスを実施しています。利用方法については各社のホームページ等で確認してください。

##### サービスを提供している主な携帯電話会社

NTT ドコモ



<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

ソフトバンク



<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/>

au・/KDDI



[http://www.au.kddi.com/notice/saigai\\_dengon/](http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/)

#### （2）災害発生時の組織体制の整備

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、高齢者自身の状況に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

また、災害発生時における班単位、職員別の役割分担（P14参考様式4）を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。

##### ① 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者（原則として「施設長」とする）を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定めたうえで指揮系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるので、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備してください。

## ② 職員が少数時の対応の検討と職員の参集

災害の発生は時間帯を選ばないため、職員が少ない時間帯に災害が発生する場合の対応も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

なお、入所施設では休日や夜間の職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準（P15 参考様式5）を定めて勤務していない職員の参集を徹底するとともに、町内会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力も視野に入れ、対応を検討してください。

（参考様式4）

役割分担の例（消防計画のものと見比べ未整備のものを加えてください。）

総括責任者 施設長：○○	・防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行 ・災害応急対策の実施について指揮
情報班 班長：△△△△	・市町、消防署、警察署などと連絡をとり、情報を入手、報告 ・家族等へ状況を連絡 ・マスコミへの取材対応と情報提供
消防班 班長：□□□□	・火元の点検、ガス漏れ有無確認 ・発火の防止と、発火の際の消火
救護班 班長：☆☆☆☆	・負傷者の救出、応急手当及び病院などへの移送
安全指導班 班長：●●●●	・入居者等の安全確認 ・施設設備の損壊状況の調査・報告 ・入居者等に現在の状況を連絡 ・総括責任者の指示で入居者を避難させる。 ・家族等が迎えに来た場合、入居者等の引き渡し
応急物資班 班長：▼▼▼▼	・食料、飲料水などの確保 ・炊き出し、飲料水の供給
地域班 班長：◆◆◆◆	・地域住民や近隣の社会福祉施設と共同した救援活動、ボランティア受入れ体制の整備・対応。

(参考様式 5)

職員参集基準の例

配備体制	配備基準	出勤区分
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3又は震度4の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	・総括責任者及びあらかじめ定めた災害対応班長は施設へ出勤
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及びあらかじめ定められた災害対応班長は施設に出勤 ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤

注) あくまで参考ですので、各施設での検討のうえ作成してください。

<出典>石川県地域防災計画

### (3) 救護用入居者等一覧の作成

避難や支援が必要になった場合、救護を要する入居者等に関する情報が必要になる場合があります。緊急時に県や市町の災害対策本部等へ提供できるよう、日頃から救護用入居者等一覧（P16 参考様式6）を準備してください。

作成した一覧は電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。ただし、平常時においては個人情報保護の観点から、管理には十分注意してください。

また、津波等発生時には、コンピューター等が使用不能となることも想定されることから、入居者等のデータを常に最新のものとし、バックアップを日頃から行うとともに、外部保存についても検討しておきましょう。

治療時に必要な情報等も記載しましょう  
(傷病記録、アレルギー、血液型など)

(参考様式6)

救護用入居者等一覧例

氏名	生年月日	内服薬	要介 護度	認知症 自立度	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意 事項	介護 担当者
○○○○	T12.3.4	●●	3	Ⅲ a	○○▽▽ (子)	076-222-0013 090-3333-0013		

## 4 避難場所・避難経路等の設定

入居者等の生命を守るために、安全・迅速な避難が重要です。そのためには避難場所・避難所（以下「避難場所等」という。）、避難方法をあらかじめ設定し、各者が共有する避難計画を作成してください。

### （1）避難場所等の選定

- ① 災害の種類や規模に応じ、施設の構造や立地条件のほか、収容可能な人数、高齢者的心身の状況等についても考慮したうえで、市町の担当課と協議し、あらかじめ避難場所等を複数選定してください。
- ② 避難場所等の選定に当たっては、市町が指定した避難所を確認するとともに、津波を想定した高層階の建物若しくは高台での避難場所等を複数確保してください。  
市町が指定した以外の民間施設等を避難所とする場合は、受け入れ先と取り決めが必要な場合もありますので、事前に調整してください。
- ③ この他に送迎時や施設外活動時に被災した際の避難場所等についても検討してください。

### （2）避難経路の設定

避難経路が使えなくなることを想定し、避難経路は複数設定し、避難時に最も安全な経路を選択できるようにするとともに、事前に危険箇所や徒步・車両による所要時間等を把握してください。その他、以下の点に注意してください。

- ① 地震や暴風災害等における経路の選定に当たっては、細かい路地やビルに面した道路は避難路としての利用をできるだけ避ける
- ② 送迎時や施設外活動時に被災した場合の避難場所等への経路も設定しておく

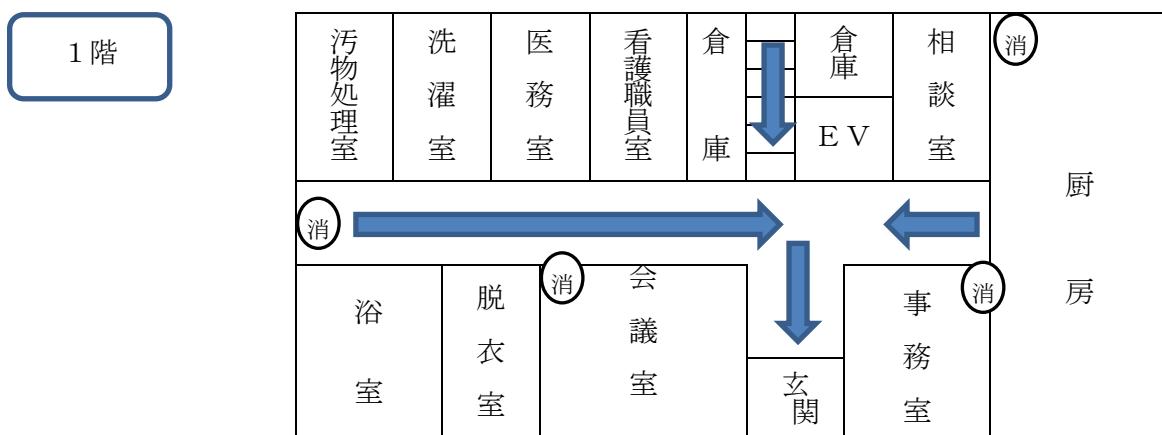
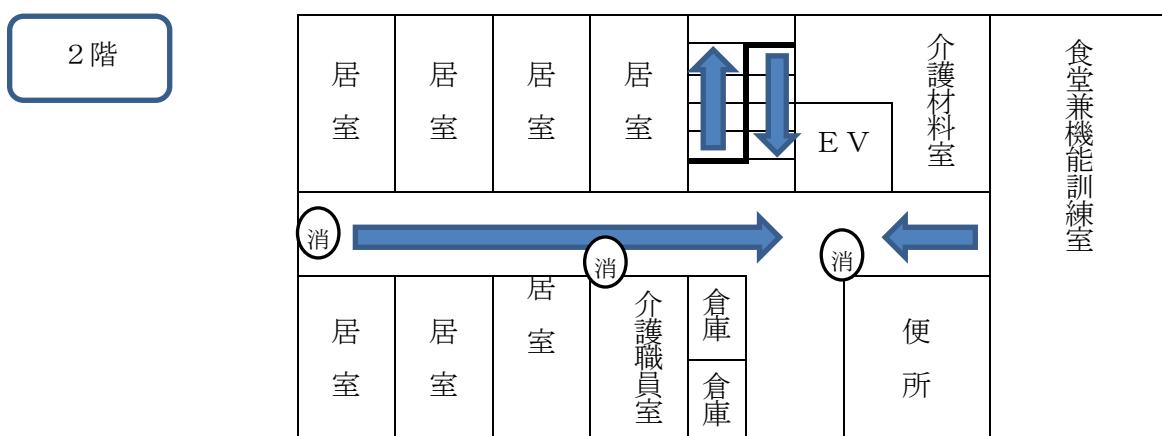
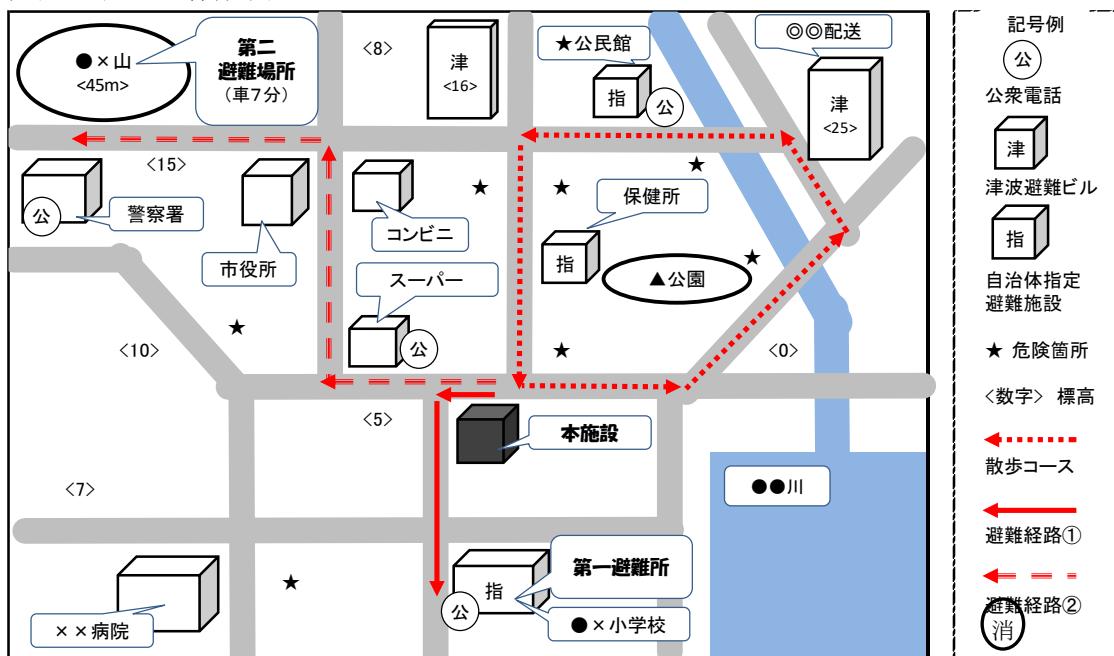
### （3）防災マップの作成

設定した避難場所等と避難経路を記載した経路図を防災マップ（P18 防災マップ作成例参照）としてまとめ、わかりやすい場所に掲示し、入居者等、職員、家族等へ周知してください。

また、防災マップは、以下の点についても留意し作成しましょう。

- ① 災害による被害を想定し、周辺の地形、建物・道路等の状況を把握する
- ② 自治体が指定した周辺の避難場所等や、緊急連絡用公衆電話を把握する
- ③ 複数の避難場所等を設定する
- ④ 災害発生時の連絡手段として公衆電話の設置場所を把握する
- ⑤ 実際に経路を確認し、また定期的に点検して、安全確認をする

## 防災マップの作成例



- ・避難経路、避難場所は複数設定し、記載しましょう。
- ・危険な場所や消火器等の設置場所が一目でわかるように工夫しましょう。

#### （4）避難手段の確保

徒歩での避難が困難と想定される場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両のほか、近隣地域住民の協力車両で必要数を確保できる体制を整えましょう。

必要数に満たない場合は市町に応援を求める体制を整えてください。

日頃から、車のガソリンは半分以下になった場合は満タンにしておくなど災害発生時に使用できるようにしておきましょう。

そのほか、要介護認定者など自主的な避難が困難な入居者等については、個別に避難方法を検討し、入居者等ごとに避難するための方法（徒歩、車いす、ストレッチャー）を職員が認識できるようにしておきましょう。

#### ひとくちメモ

- ・道路損壊等の場合、自動車はもちろん、車いすの使用も困難となるため、新潟中越地震の際には、両手が自由になる「おんぶ紐」が役に立ちました
- ・既に定めた避難ルートのほかに、利用可能な道路は全て把握しておきましょう

#### （5）持ち出し品の準備

① 避難先での生活に備え、災害時用持ち出しセットや、避難時持ち出し袋を用意しておくことが重要です。特に、通常の避難所で準備することが困難な紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は必需品です。

また、救護用入居者等一覧（P16 参考様式6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）について、いつでも持ち出せるよう準備してください。

#### 【持ち出し品の例】

救護用入居者等一覧、ケース記録、診療録、緊急時連絡・引き渡しカード、多機能ラジオライト、手動式ライト、サバイバルプランケット、紙おむつ、ウェットティッシュ、ナプキン、災害用トイレ（給水凝固剤）、万能はさみ、救急箱、常備薬、非常食等

注）ケース記録や診療録など、利用者データの持ち出しについては、各施設で管理規程を定めておいてください。

## ひとくちメモ

### 持ち出し品の準備のポイント！

- ・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにしましょう
  - ・いざという時に取り出せない！ということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置くことが必要です
  - ・重すぎて持ち出せない、ということがないように注意しましょう
- 注）上記の一覧はあくまで参考です。各施設で必要なものを検討しましょう

② 避難中はぐれたときの身元確認やいざという時の応急処置に必要なため以下のものを入居者等に身につけさせるか、持たせるため、あらかじめ準備しておきましょう。

- ア 施設の名称や連絡先を記載したゼッケンや入居者の持ち物（カバン、タオル、帽子等）
- イ 緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）

## ひとくちメモ

### いざという時に役立つ？

いざという時に入居者等へ応急処置などを施す際には、傷病記録や血液型、服薬状況といった情報があると、スムーズに対応が可能です。ただし、P20 参考様式6の救護用入居者等一覧の場合は紛失する可能性もあります。

そのため、入居者等が身につけている持ち物（カバン、タオル、帽子等）にこれらの情報を記載しておくと、処置の際に有効ですし、本人確認としても役立ちます。

## 5 家族等への引き渡しの準備

高齢者施設については、入居者等を家族等へ安全確実に引き渡すことが重要になります。地震・津波発生時の緊迫した状況で家族等への対応に追われれば、入居者等を守るための貴重な時間がなくなります。不要な混乱を防ぐためにも、あらかじめ引き渡し方法を決めておき、家族等と情報共有してください。

### (1) 引き渡し場所の確認

施設が倒壊等によって使用不能になった場合を想定し、施設とは別に入居者等の引渡しの場所をあらかじめ定めたうえで、家族等の同意を得てください。

お便りや施設サービス計画等の説明等を通じて家族等に繰り返し周知し、共通理解を得ておくことが重要です。

### (2) 引き渡し方法の確認

不要な混乱を防ぐためには、あらかじめ引き渡し方法を決めてください。

また、入居者等を安全確実に家族等に引き渡すためには、緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）の活用が有効です。

ひとくちメモ	
緊急連絡・引き渡しカードの使い方	
家族等と施設でそれぞれ同じカードを保有し、引き渡しの際に家族等から提示を受けたり、記載内容を本人確認に利用することで、安全な引き渡しを行うことが可能になります	

(参考様式7)

#### 緊急時連絡・引き渡しカード

入居者	フリガナ		年齢	
	氏名		生年月日	
留意事項	既往歴		性別	
	現病歴		生活機能に関する留意事項	
留意事項	血液型			リスク管理
	栄養・運動			服薬状況

身元引受人	フリガナ		自宅電話	
	氏名		携帯電話	
	住所		勤務先	
	入所者等との間柄		(勤務先等) 緊急連絡先	

#### 入居者等引き渡し確認事項

	引き渡し場所	引き取り人	続柄	確認方法	引き渡し責任者
1					
2					

### 引き取り人の明細

氏名	①	②	③
住所			
電話番号			
勤務先			
緊急時の連絡方法			
身元引受人となる場合その理由			

### (3) 家族等への連絡体制の整備

災害発生時においては、入居者等や施設に関する状況や災害への対応状況について、家族等へ情報提供することが必要になることがありますので、非常時の連絡体制を整備してください。(P12の「非常時の連絡手段の検討」も参照)

ただし、老人福祉法第11条に基づき入居している高齢者(※家族等から虐待を受けている高齢者)は、家族等への連絡に当たり、配慮を要する場合があるので、事前に市町と調整してください。

### ひとくちメモ

#### 被災地の家族等に対する情報提供方法(例)

##### 1 立て看板の設置

施設の入口やあらかじめ定めた場所に立て看板や貼り紙を設置します。施設の敷地外に設置する場合は、敷地の管理者に先に承諾を得ておいてください。

##### 2 災害時伝言ダイヤルの使用

災害時伝言ダイヤルの使用を呼びかけます(P66も参照)。

お便り等で伝言ダイヤルの使用方法について連絡しておくことも有効です。

#### 提供が必要な情報

- ・避難先
- ・安否情報
- ・引き渡し方法(引き渡し場所、時間)

簡潔かつ正確な情報を提供するよう心がけましょう!

## 6 防災訓練の実施

緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するためには、日頃からの訓練が必要です。

### (1) 各種災害を想定した防災訓練の実施

地震、津波、風水害等様々な災害の具体的な規模を想定して、防災訓練を行うことが必要です。職員一人ひとりの役割分担を明確にし、年間を通じた訓練計画を作成し、実施してください。

なお、訓練の実施に当たっては、下記の点に留意し、普段からの意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 様々な場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する
- ② 各職員が計画の内容や役割分担等について協議し、確認する
- ③ 家族等や地域と連携した訓練を計画する
- ④ 入居者等自身が自分の身を守る訓練等を実施する
- ⑤ 職員が少ない夜間等の時間帯での対応を想定した訓練を実施する
- ⑥ 訓練実施後、課題や問題点等を検証し、見直し・改善を絶えず行う
- ⑦ 新聞、災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、訓練に活かす
- ⑧ 避難経路を施設外活動のルートに設定する等、日常生活へ取り入れる
- ⑨ 地元の自主防災組織、町内会等と合同で、災害時を想定した防災訓練を計画する

### ひとくちメモ

#### 訓練は やりっぱなしで 終わらない

防災訓練は実施するだけでなく、その後の見直しと評価が必須です。例えば、避難に要した時間等を記録し、時間の短縮や効率化を目指していくことが重要です。

特に、災害時には速やかな行動が求められるため、反復した防災訓練の実施が特に重要です。実施後はミーティング等で改善点を洗い出し、今後に活かしましょう。

### (2) 職員への防災意識向上

入居者等の生命を守り、被害を最小限にいとめるためには、個々の職員が防災に対する知識をもち、実践的な訓練や研修等により、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることができます。下記のような取り組みにより、普段からの職員の意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 防災に関する研修会等への参加
- ② AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加

### （3）防災計画等の不断の見直し

防災訓練実施後に、防災計画等の内容について、常に見直しを図り、最新のものとしておくとともに、日頃から備品等の安全点検を行う等、隨時見直しを図り、改善してください。

- ① 防災訓練の結果等を踏まえた防災計画の不断の見直し
- ② 備品等の転倒防止対策の不断の見直し
- ③ 備蓄品の不断の見直し
- ④ 連絡体制等の不断の見直し
- ⑤ 避難場所等・経路の不断の見直し
- ⑥ テレビ、ラジオ、携帯電話等の災害・避難情報の入手手段の検討・確認
- ⑦ 新聞、災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、計画の見直しに活かす

## 7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町や消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくことが必要です。

また、安全で確実な入居者等の避難につなげるためにも、以下のような活動を通して、日頃から地域住民に施設の存在を知っていただくことが重要です。

### (1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するためにも、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。

### (2) 地域への協力要請

地元との災害時の協力関係の確立のため、施設と近隣のボランティアや地元の自主防災組織や町内会の間で、災害時の支援の提供について承諾を得られるように、日頃から相談しましょう。地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、計画の中に施設を組み入れてもらい、避難や消防活動に協力してもらえるようにすることが有効です。

また、付近の企業や学校とも連携を図れるようにしておくことも重要です。

さらに、災害により施設が使用不能となった場合に備え、市町に受入れ先のあっせんを依頼する等、他の施設との受入れに関する協定の締結等を検討することも重要です。

### (3) 地域の行事への積極的参加

地域における行事へ積極的に参加し、また、施設における行事に地域の方々を招待する等、地域の方々との交流や情報交換に努め、施設に対する理解を深めていただくよう努めましょう。

### (4) 地域の安心拠点

施設が使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うよう努めましょう。

その際、防災活動の順位は次のとおりと考えられます。

第一に、施設内入居者等の救護

第二に、地域の被災者への救援活動





### 第3章 地震への対応

石川県は比較的地震が少ないと言われていますが、平成19年の能登半島地震をはじめ過去にいくつかの大きな地震が起こっています。そのため、日頃から大きな地震への対応を想定しておくことが求められます。

#### ひとくちメモ

##### 地震発生時の特徴

大きな地震が起こる際の一連の地震活動においては、本震、余震の段階に分かれています。それぞれ以下のような特徴を示します。

**本震** ある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きいものを言う。もっとも大きな被害をもたらす。

**余震** 本震後に発生する、比較的規模の小さい地震である。本震の直後に非常に多く発生するが、時間とともに減少する。本震に匹敵する規模の余震が発生することもあるため、本震が収まった後も注意を怠らないことが必要である。

また、地震発生時には、以下のような状況が起こると考えられます。

##### (1) 施設内の混乱

入居者等の中には、施設内をうろついたり、大声を出したり、騒然とした状況が生まれる恐れがあります。



##### (2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く
- ② 行政庁舎が被災した場合、災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない
- ③ 放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない
- ④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する

##### (3) 発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番のスタッフ自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられます。

##### (4) 二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、雪崩、土砂崩れが起きる可能性があります。

〈出典〉日本の地震活動（地震調査研究推進本部・文部科学省）

地震発生後は施設の倒壊や土砂崩れなど二次災害が発生する恐れがあることから、速やかな行動が求められます。本章を参考に、あらかじめ災害発生時にとる行動を定めておき、平時から訓練等で確認してください。

### （1）日中のサービス提供時において地震が発生した場合

#### ① 地震の揺れを感じたときの対応

地震発生から揺れが収まるまでは、次のことに留意し、自分の身を守ることを優先する。

- ア 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる
- イ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る
- ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する
- エ あわてて外に飛び出さない
- オ エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し停止した階である。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ

#### ひとくちメモ

##### 地震発生中のエレベーターの使用について

- ・地震時には、エレベーターを使わないようにしましょう。途中停電になると、閉じこめられ、逃げ遅れる恐れがあります。
- ・エレベーターは、停電前に、地震を感知して自動停止機構を備えているものが多いため、閉じ込められた場合を想定して、エレベーター設置業者にその際の開け方等を教えてもらっておく必要があります。

#### ② 地震発生直後の対応

##### ア 安否の確認と指示体制の確認

- (ア) 総括責任者に指揮系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする
- (イ) 職員は、入居者等の安否及び負傷の程度を確認し、総括責任者に報告するとともに家族等からの問い合わせに応じる

##### イ 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

##### ウ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、物資運搬、誘導等）

を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう、点検や準備を進める。

## エ 火元の点検と消火活動

### (ア) 火元の点検

- ・地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する（ガス供給業者へ平常時に確認する。付いていないときは取付けを相談する）が、作動しない場合は施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。ただし、調理器具の場合、やけどに気をつける
- ・搖れが落ち着いてから、漏電やガス漏れの有無を確認する

### ひとくちメモ

#### ガス漏れ対策の注意点

- ・ガス漏れ対策には、器具より屋外のバルブ（元栓）が有効です。
- ・臭いがしたら、まず、窓、ドアといった開口部をすべて開け、何より換気（換気扇は不可）を行い、次にガスの元栓を閉めましょう。
- ・館内放送を使い、「ガス爆発のおそれがあるため、照明器具、換気扇などの電気器具のスイッチを入れないよう、また、ライターを使用しないよう」指示してください。

### (イ) 消火活動

- ・出火を見つけたら、大声で火災の発生を知らせ、火災報知器を押し、可能な範囲で消火活動を開始する。火災の知らせを受けた職員は、総括責任者や消防署へ連絡する
- ・電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する

### ひとくちメモ

#### 消火活動の注意点

- ・消火活動の基本は、消火器（油火災には粉末消火器を使用）で行いましょう
- ・ぬれタオル、フタ等での消火は、やけど、火災の拡大の恐れがあるので、消火器の予備がない場合等補助的手段とします
- ・火事が発生した場合で、一般的に「火勢が床面だけにとどまり、天井に燃え移っていない」ときは、自力で消火が可能といわれています
- ・消えたように見えても残火や余熱でふたたび燃えることがあります。消火器を具備した要員を配置し、再発火に備えましょう

#### オ 施設内・避難経路の安全確保

- (ア) 大きな揺れが収まつたら、職員は、入居者等が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性を確保する
  - ・戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟み込む
  - ・ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する
- (イ) 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは、応急措置する
- (ウ) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声や火災報知器等を使用して周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないよう指示するとともに、ロープ等を張って立ち入り禁止にする

#### カ 負傷者の有無確認と救護

- (ア) 負傷者の有無を確認する
- (イ) 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す
- (ウ) 医療機器を利用している入居者等のため、電源の確保を行う
- (エ) 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する



### ③ 余震・二次災害への対応と、避難の判断

#### ア 情報の収集と発信

- (ア) ラジオ・テレビ、市町、警察、消防、自主防災組織等施設内外から極力正確な情報を入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う
- (イ) 施設倒壊の心配がなければ、館内放送等で、冷静な対応を指示する
- (ウ) 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える
- (エ) 市町災害対策本部等と連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに総括責任者に報告する

#### イ 施設周辺の確認

施設内の天井や柱、壁面等の状況を確認し、施設倒壊の前兆がないか点検する。あわせて「切れている電線」、「ブロック塀の倒壊」等、施設の周辺地域の状況を確認し、二次被害の危険がないか検討する。

また、施設が被災した場合は、消防関係機関等に連絡するほか、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- (ア) 地震等の後は、漏電、ボイラーの破損等二次災害発生原因になるものを、すぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る
- (イ) 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- (ウ) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

## ウ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

地震発生後は土砂災害や津波等の二次災害の発生が考えられるため、市町、警察、消防等と連携し、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配り、避難の要否のほか最も安全な避難場所等及び避難経路を併せて選定し、決定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

## ④ 避難の実施と避難後の対応

### ア 地域住民等への応援要請

職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

### イ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

特に余震等に十分注意し、入居者等が逃げ遅れないよう安全に誘導する。

### 避難の際の注意点

（ア）避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その結果を総括責任者に報告する

（イ）避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメット、頭巾等を着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する。

（ウ）断線した電線により感電しないよう気をつける

（エ）避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧（P16 参考様式6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）は可能な限り持ち出す

（オ）避難で施設を離れる際には漏電防止のため、ブレーカーを落とす。



- (カ) 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する
- (キ) 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

### ひとくちメモ

#### 避難の際の注意点

- ・地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、避難に当たっては、靴又はスリッパを必ず履きましょう
- ・移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備え、軍手等で手を保護しましょう
- ・健康な高齢者でも一度に歩ける距離は2kmが限界と言われています。行きたい場所があっても、まずは近くの一時避難場所をめざし、少しづつ移動するなどの工夫が必要です

#### ウ 家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や断線により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をするなど、家族等や行政への周知に努める。

#### エ 入居者等の家族等への引き渡し

避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊急連絡・引き渡しカード（P21参考様式7）等を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れない等、引き渡しが困難な入居者等は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

#### オ 避難が不要な場合の対応

- (ア) 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる
- (イ) ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- (ウ) 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する

⑤ 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

ア 入居者等の家族等への引き渡し

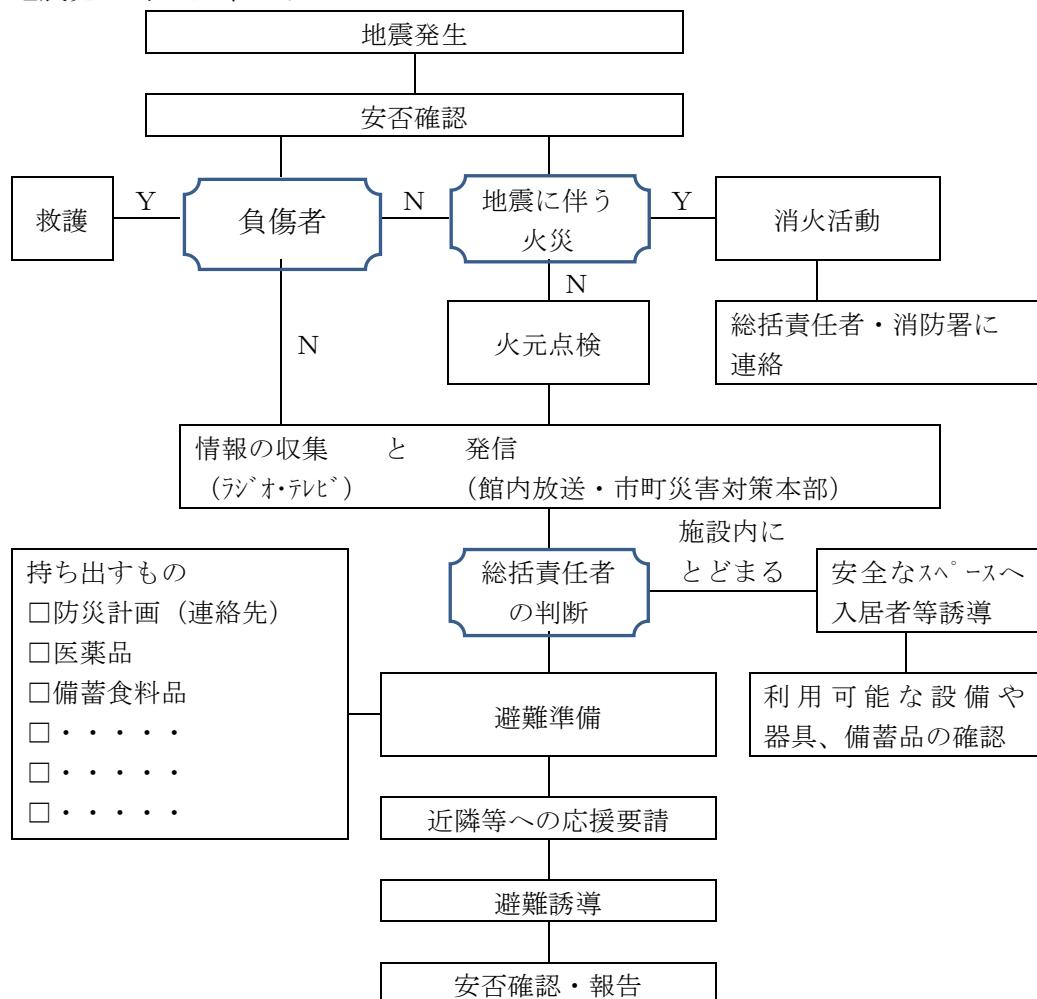
入居者等の家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）を活用し、避難後に安全が確認されたのち、家族等へ引き渡す。

引取時の混雑から、人違いで他人へ入居者を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようとする。

イ 他施設への引き渡し

入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難となった場合は、他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。

地震発生時のチャート



## （2）施設外活動時や送迎時に地震が発生した場合

高齢者施設においては、施設外活動時や送迎時に被災する可能性もあります。特に散歩や公園への訪問、デイサービスへの送迎時等の日常活動では、施設長等の責任者がその場にいない可能性が高いため、個々の職員の判断を重視した行動が求められます。

事前に災害発生時の避難場所等や避難経路、施設等への連絡体制等について十分に確認しておくことが必要です。

### ① 安否の確認と指示体制の確認

入居者等の安否及び負傷の程度を確認し、その場に職員が複数いる場合は、その中から責任者を決定する。

### ② 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備する。

### ③ 施設への連絡

責任者は、あらかじめ定められた緊急時の連絡手段によって、災害時の総括責任者へ連絡し、判断を仰ぐ。ただし、混線や断線によって連絡がつかない場合もあるので、場合によっては連絡を中止し、各自の判断を優先する。

### ④ 負傷者の有無確認と救護

ア 負傷者の有無を確認する

イ 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当てを施す

ウ 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する

エ 場合によっては近隣の住民の協力を仰ぎ、車両などで移送してもらう

### ⑤ 避難の判断

施設に連絡が取れない場合、責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた 避難先への避難を指示する。

施設へ連絡が取れない場合は、施設が被災している可能性も十分考えられるので、施設へ戻ることよりも避難を優先する。

### ⑥ 避難後の連絡

避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとる。

避難先が不明な場合は市町の災害対策本部や消防機関等に問い合わせる。

### （3）夜間において地震が発生した場合（入所施設向け）

職員が少数になる夜間において地震が発生した場合、総括責任者の不在や人員不足等の問題が生じる場合があります。

日頃から職員が少数の場合を想定した訓練や災害対応の体制づくりに取り組むことが重要です。

#### ① 夜勤者の対応

##### ア 安否確認

夜勤者は、入居者等の安否を確認する。

##### イ 総括責任者への連絡

本来の総括責任者が不在の場合、入居者等の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求める。必要に応じて消防等にも応援を求める。

万が一連絡が取れない場合や総括責任者の安否が確認できない場合は、夜勤者の中で臨時の責任者を定め、指示体制を一本化する。

##### ウ 火元の点検と消火活動

ガスの元栓を閉めるよう努め、本震後、漏電やガス漏れの有無を確認する。

出火を見つけたら、直ちに可能な範囲で消火活動を開始する。

##### エ 負傷者の救護

安全なスペースへ入居者等を移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

##### オ 近隣への協力要請

夜勤者のみでの対応が困難で、かつ他の職員の参集が遅れそうな場合、総括責任者、又は臨時の責任者の判断のもと、近隣の住民、町内会、自主防災組織、ボランティア等へ協力を要請する。

#### ② 他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己及び家族に支障がない場合、自主参集する。





## 第4章 津波への対応

津波は海底を震源とした地震等が原因で発生します。遠方で発生した地震が原因の場合は、到達までに若干の猶予があることも考えられますが、近海で発生した場合は避難する時間が非常に限られるため、迅速な対応が求められます。沿岸部等津波襲来の危険性がある施設では、大きな揺れを感じた場合は、直ちに避難を開始してください。

### ひとくちメモ

#### 津波発生の特徴

##### (1) 地震発生から津波到達まで

例えば、東日本大震災では、宮城県石巻市に最大7.7mの津波が40分（国土交通省調査）で到達したとの記録があります。津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、迅速な対応が求められます。

##### (2) 津波は潮が引いた後に来るとは限らない

「津波が来る前には潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、「引き（最初に潮が引く）」で始まるものと、「押し（いきなり襲ってくる）」で始まるものと両方があります。

##### (3) 津波は繰り返しやってくる

津波は繰り返し来襲し、第1波後にさらに大きな津波が襲ってくる可能性もあります。津波警報や注意報が解除されるまでは、警戒をゆるめてはいけません。

##### (4) 小さな地震でも大きな津波が発生する

大した揺れを感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合もあります。

##### (5) 津波は速い

津波が陸上に到達した場合、海上よりも若干速度は落ちますが、速度は時速40kmを超えることもあります。徒歩で逃げきることが非常に困難となります。

また、津波が河口から河川に流れ込む場合もあり、河川周辺は特に注意を要します。

＜出典＞気象庁ホームページ・津波発生と伝播のしくみ

## 1 警報等発表時の対応

津波の規模や発生原因によっては、到達前に警報等が発表され、事前にある程度対処することも可能です。一方で、津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、安全な場所に避難することを第一に考えることが重要です。警報等発表時、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるよう、本章を参考に平時から確認してください。

ひとくちメモ	
津波警報・注意報について	
津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。	
種類	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 3 m、4 m、6 m、8 m、10m以上
	津 波 1 m、2 m
津波注意報	0.5 m

### （1）情報の収集と発信

- ① ラジオ・テレビ、市町、警察、消防、自主防災組織等施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う
- ② 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える

### （2）指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

### （3）職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

#### （4）役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

#### （5）火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、以下の火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急チェック

#### （6）避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

なお、避難場所等・避難経路の決定に当たっては、可能な限り、近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到達が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込むことも想定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

#### （7）地域住民等への応援要請

職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

#### （8）施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 入居者等の最低限必要な情報（常備薬や家族連絡先等）をリスト化し、まとめておいたもの（救護用入居者等一覧・P16参考様式6）や緊急連絡・引き渡しカード（P21参考様式7）を持ち出す準備をする。
- ③ 職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

#### （9）避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

### 避難の際の注意点

- ① 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その旨を総括責任者に報告する。
- ② 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメット、頭巾等を着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する。
- ③ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧（P16 参考様式6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）は可能な限り持ち出す。
- ④ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利 用し、混乱を防止する。
- ⑤ 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

### ひとくちメモ

- ① 津波の危険地帯では、地震発生時、小さな揺れでも、揺れを感じなくとも、まずは避難を最優先に考えることが必要です。
- ② 東日本大震災の地震直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生し、被害を拡大することになりました。
- ③ すでに浸水が始まってしまった場合等は、思うように避難できないことも予想されます。このような場合は、遠くよりも高い場所などに避難することも必要です。

### （10）警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、家族等への引き渡しについても警報・注意報が解除されるまで行わない。

### （11）家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、家族等や行政への周知に努める。

### （12）入居者等の家族等への引き渡し

警報又は注意報が解除され、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊急連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れない等、引き渡しが困難な入居者等は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

(13) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに入居者等を建物の最上階などの安全なスペースに誘導する。
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等についても高所に移動する。
- ③ 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる。
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる。
- ⑤ 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する。

## 2 津波発生時の対応

津波の規模や発生原因によっては、警報・注意報発表前に到達する可能性もあり、対応が遅れた場合は致命的な被害を及ぼす可能性があります。そのため、施設の立地条件等によっては、地震等が発生した段階で津波の可能性を想定し行動してください。

緊急的な対応の際は、特に、以下の点で注意を要します。なお、P27「第3章 地震への対応」も参考としてください。

### (1) 避難の判断を早急に行う

東日本大震災では、地震発生後40分以内に最大7.7m近い津波が沿岸部へ到達しました。高齢者施設は自力での移動が困難な要介護認定者が多くいることから、特に早めの避難判断が望まれる。

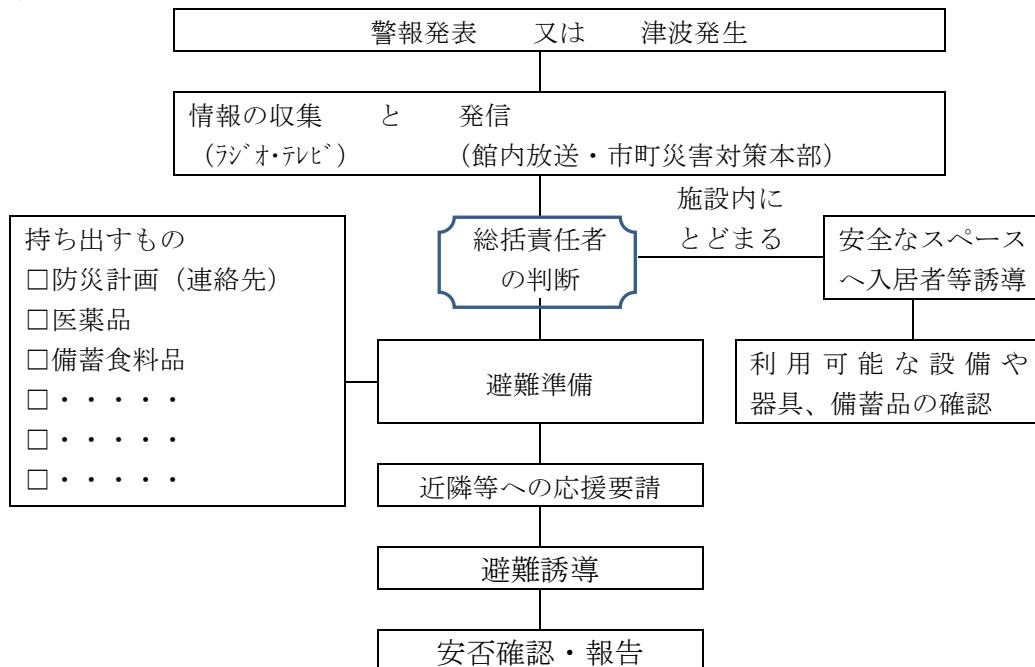
### (2) 可能な限り高所への避難する

避難場所等を選ぶ際は、あらかじめ定めておいた避難場所の中から、可能な限り近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到着が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込む。

### (3) 警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、家族等への引き渡しも警報・注意報が解除されるまで行わない。

#### 津波警報発表時又は津波発生時の職員行動チャート



## 第5章 風水害、豪雪への対応

石川県は年間を通じて降水（降雪）量が多く、風水害や豪雪による災害が発生する危険も高いといえます。地域によっては大きな被害も起こりうるため、災害別の対応が求められます。

### ひとくちメモ

#### 風水害、豪雪発生時の特徴

##### 風害（台風など）

台風は6～9月頃にかけ、本州に上陸し被害をもたらします。また台風以外でも、竜巻等が発生するケースがあり、注意を要します。平均風速20mを超えると屋根瓦が飛ばされたり、建物が倒壊する恐れが生じます。

##### 水害（洪水、集中豪雨など）

50ミリ/時超の雨が1時間以上続くと、土砂崩れや河川の氾濫等大きな被害が発生する可能性があります。天気予報等の情報からある程度予測は可能ですが、集中豪雨は突如発生することもあるため、河川近隣の施設は特に注意を要します。

##### 雪害（豪雪、雪崩など）

雪の重さは、新雪の場合でも1立方メートル当たり150kg以上になるといわれています。雪が固まって根雪になると500kg以上にもなる場合があり、木造の建物の場合は倒壊の恐れが生じます。

集中豪雨と同じく、豪雪も突如発生することが多いため、注意が必要です。また、雪崩等が発生した場合は付近に大きな被害をもたらす危険があります。

#### （1）一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。天候によってはある程度の予測が可能とはいえ、注意報・警報等が発令される前に大規模な災害となる可能性も高く、注意が必要です。

#### （2）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる場合が多い
- ③ 道路等が寸断され、避難が困難となる場合が多い

＜出典＞気象庁ホームページ

## 1 警報等発表時の対応

風水害や豪雪については、事前に警報等が発表され、前もってある程度対処することも可能です。警報等発表時には情報収集を怠らず、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるよう心がけましょう。

ひとつメモ			
雨の強さと降り方			
1時間あたりの降水量	アナウンスの言葉	周囲の状況等	人の受けるイメージ
30mm 以上 ～50mm 未満	激しい雨	・危険地帯では避難が必要 ・下水管から雨水があふれる	・バケツをひっくり返したように降る
50mm 以上 ～80mm 未満	非常に激しい雨	・土石流が起こりやすい ・マンホールから水が噴出	・滝のように降る (ゴーゴー降り続く)
80mm 以上	猛烈な雨	・大規模な災害が発生する恐れが強く厳重な警戒が必要	・息苦しくなるような圧迫感がある ・恐怖を感じる

<出典>気象庁ホームページ

### (1) 情報の収集と発信

- ① ラジオ・テレビ、市町、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う。
- ② 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。

### (2) 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

### (3) 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。

### (4) 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

## (5) 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急チェック

## (6) 施設等の安全確保

- ① 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去する
- ② 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する
- ③ ガラス破損の時の布製ガムテープを準備する
- ④ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫などに備える
- ⑤ 浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具の準備
- ⑥ 車両を安全な場所への移動

## (7) 救護活動の準備

- ① 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する
- ② 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認する

## (8) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

## (9) 生活用品等の保護

浸水等のおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動する。

## (10) 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 入居者等の最低限必要な情報（常備薬や家族連絡先等）をリスト化し、まとめておいたもの（救護用入居者等一覧、P16 参考様式6）や緊急連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）を持ち出す準備をする
- ③ 職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応してください。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

## (11) 施設周辺の点検・見回り

施設周辺の点検・見守り等においては、危険な前ぶれ、前兆に注意する。ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出することは差し控える。

水の状況は急変することもあるので、河川や用水路等の状況を確認しに行くこ

とも非常に危険なので差し控える。

ひとくちメモ	
危険な前触れ・前兆の例	
・集中豪雨は予報が困難	・・・・・ 注意報や警報は急に出る。常時、情報に気を付ける
・土砂災害は一瞬にして起こる	・・・ 高齢者は逃げ遅れる危険が大きい。早めの避難が大切
・危険な前ぶれの察知	
【土石流】	
① 水が濁り、流木等が流れてくる	
② 雨が降り続いているのに川の水位が下がっている	
③ 山鳴りがする（ミシミシと音をたてる）	
【地すべり】	
① 沢や井戸の水が濁る	
② 斜面にひび割れや変形がある	
③ がけや斜面から水が噴出している	
【がけ崩れ】	
① がけから音がする	
② がけに割れ目が見える	
③ がけから水が湧き出している	

## （12）避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

また、避難場所等・避難経路の決定や避難の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ① 周辺の土砂災害、河川の決壊等の発生が考えられるため、市町、消防、警察等と連携し、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、高齢者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる
- ③ 河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に、避難を検討する
- ④ 市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する

### (13) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

なお、職員数、入居者等の状態により避難誘導が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

#### 避難の際の注意点

- ① 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その旨を総括責任者に報告する
- ② 避難誘導は、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導に心がける
- ③ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾などを着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する
- ④ 断線した電線により感電しないように気をつける
- ⑤ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧（P16 参考様式6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）は可能な限り持ち出す
- ⑥ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する。
- ⑦ 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

### (14) 家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をするなど、家族等や行政への周知に努める。

### (15) 入居者等の家族等への引き渡し

警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊急連絡・引き渡しカード（P21 参考様式7）等を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れないなど、引き渡しが困難な利用者は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

### (16) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに入居者等を建物の階上などの安全なスペースに誘導する
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等についても高所に移動する

- ③ 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- ⑤ 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する

(17) 安全点検

- ① 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

(18) 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

P 33 第3章「(1) ⑤ 施設が使用不能となった場合」を参考に対応する。

## 2 緊急時の風水害・豪雪への対応

この項では、避難の前に台風の暴風圏内に入る、近くの河川が増水する、豪雪が発生する等施設に危険が迫っている状況での対応について記載します。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、P27 第3章「地震への対応」やP44 第5章「1 警報等発表時の対応」を参考としてください。

### （1）施設周辺の確認

施設周辺の状況から、土砂崩れや雪崩等二次被害の危険がないか確認する。

また、浸水等で既に施設が被災した場合は、消防機関等に連絡するほか、県市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

ア 浸水等で漏電する恐れがあるので、危険な箇所を発見した場合は電力会社又は電気工事業者の判断を得る。

イ 看板、鉢植え、物干し等、転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する

### （2）避難又は施設での待機の判断

河川の氾濫や暴風、積雪によって避難が困難と予想される場合は、救助が来るまで施設内で待機することも検討する。なお、施設内で待機する場合、連絡が取れる間に消防機関等にその旨を連絡する。

### （3）風水害・豪雪発生時の入居者等の避難誘導

風水害や豪雪発生時に避難する場合、突然の大雨や強風等に遭遇する可能性もあるため、避難の際は以下の点について特に注意する。

#### ① 風害

ア 突然強風が発生する場合もあるので、風が弱いと感じても注意する

イ 風が強くなると感じたら、施設に引き返すことを考慮する

#### ② 水害

ア 長靴で避難すると、冠水した際に靴に水が入って動きが制限されるため、運動靴等を使用することが好ましい

イ ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所は避ける

ウ 冠水すると足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等の長いもので足元を確認しながら避難する

エ 危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

#### ③ 雪害

ア 屋根雪が落ちてくる可能性があるので、建物付近を歩く際は注意する

イ 足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等の長いもので足元を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくする

ウ 視界が悪くなりやすいため、障害物や車などに注意すること。危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

#### (4) 施設内での待機

入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。

- 救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する。
- ① 緊急時の備蓄や生活用品が水没等しないように対処する
  - ② 施設内に取り残されている状況を外部等に伝えるよう努める
  - ③ 入居者等の健康管理に可能な限り配慮する
  - ④ 入居者等が施設外へ出たりすることがないよう、できるだけ目が届く場所に集まる

#### (5) 安全点検

- ① 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

#### ひとくちメモ

##### 施設内で待機する場合の諸注意事項

風水害・豪雪の発生時に施設内で待機する場合、施設内にいても必ずしも安全とは限りません。入居者等の安全を守るため、以下の点についても注意しましょう。

###### ① 風害（台風など）の場合

- ア 飛来物でガラスが割れたりする可能性もあるので、ガラスの飛散を防ぐためカーテン等を引き、極力窓から離れた場所で待機する
- イ ドアや窓はきちんと閉め切る
- ウ 風雨の音で入居者等が不安に感じて混乱する場合もあるので、やさしく声掛けする等して落ち着かせる

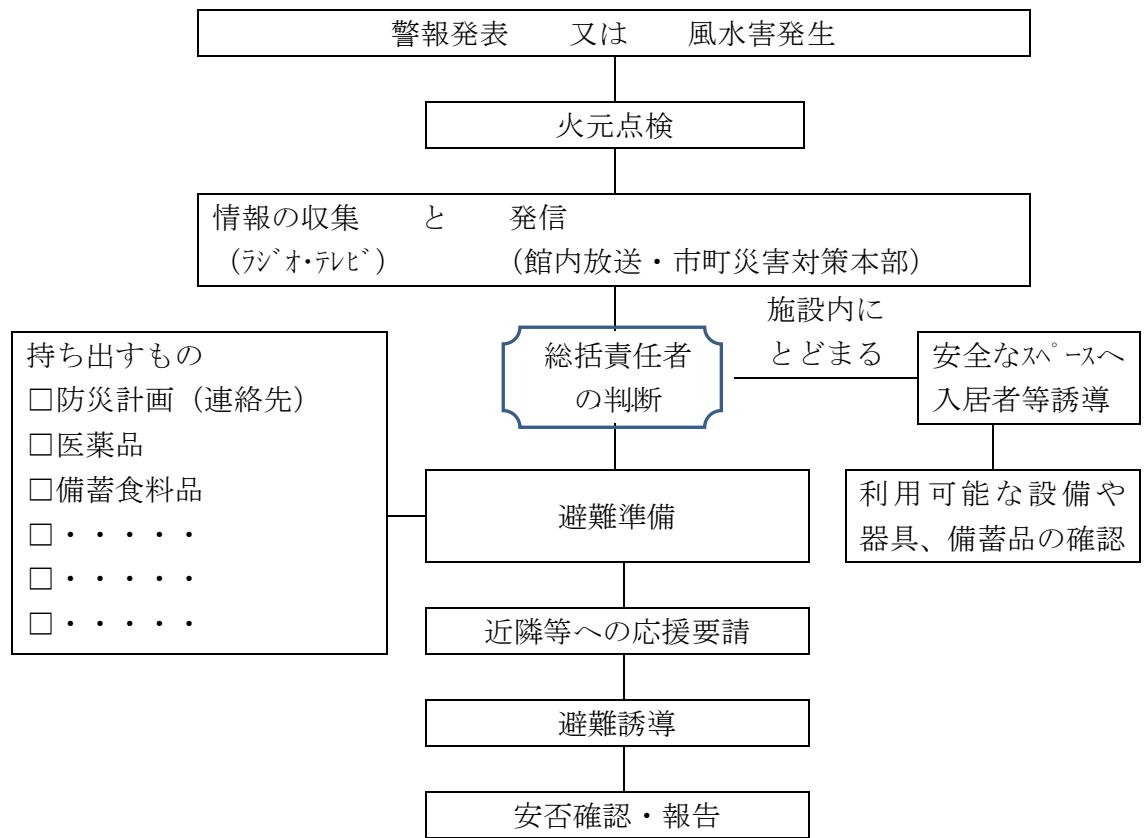
###### ② 水害の場合

- ア 水等に浸からないように、できるだけ高い階に避難する
- イ 漏電による感電や、伝染病等の危険があるため、入居者等が浸水してきた水等に浸からないように注意する。

###### ③ 雪害

- ア 積雪等で倒壊する場合、下の階から潰れる危険性が高いため、できるだけ高い階へ避難する
- イ 窓や戸、換気扇が雪で埋まり施設内の換気が悪くなることも考えられるので、ストーブ等の暖房を使う際は注意する
- ウ 木造の建物の場合、可能な範囲で屋根雪をおろす等して、倒壊の危険を減らすことが好ましい

## 警報発表時又は風水害発生時の職員行動チャート





## 第6章 災害発生時のこころのケア

災害が発生し、強いストレスが加わると、心身に不調を生じることがあります。そのため、災害発生直後の早期のこころのケアが重要になります。また、適切な支援を行うためには、専門機関や医療機関等と連携することが必要です。

### （1）入居者等へのこころのケア

災害発生時においては、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接する等、災害発生直後の入居者等の不安感を軽減するよう努めることが重要です。

また、職員は入居者等の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さなど慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

- ① やさしい言葉掛けを増やして安心させる
- ② 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する

### （2）職員へのこころのケア

#### ① 職員の過重労働を防止する

被災時は、職員にも大きな負荷を与えることになります。職員の健康管理を徹底し、外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、職員の過重労働を未然に防ぐよう努めましょう。

#### ② 職員への心身のケア

職員の住居や家族等の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するようこころのケアを行いましょう。また、職員の健康状態によっては入居者等との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

### （3）長期的な取組み（入所施設向け）

生活環境が落ち着いても、入居者や職員にとって強いストレスを持ち続ける場合があるので、市町や関係機関、医療機関と連携することが必要です。

#### ひとくちメモ

- ・被災下の避難場所では、入居者にはストレスが、救助活動にあたるスタッフには疲労が蓄積していくため、入居者には、新たな避難先の選定と、スタッフの健康管理への配慮が必要です。
- ・避難生活が長引くと、体調の異常を訴えたりします。専門家と連携した心的外傷後ストレス障害（P T S D）対策が必要です。



## 第7章 避難所としての対応

高齢者施設では、高齢者の安全を確保することが第一の役割ですが、災害が発生した場合、地域によっては避難所として重要な役割を果たすことも予想されます。

本来、避難所は市町が運営の責任をもつものですが、次のような施設については、防災計画を策定する場合、市町（防災担当）と連携を取り、施設が避難所になった場合の対応についても定めてください。

### （1）避難所になった場合の対応について定めることが好ましい施設

- ① 市町の地域防災計画において、避難所として指定されている施設
- ② 災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが想定される施設

### （2）施設を提供するに当たって、本来業務と並行する場合の留意事項

- ① 重要書類、物品の保管場所を一定か所に定め、施錠し管理する
- ② 家族等に対して、避難者が生活をしていることに関して十分説明し、理解を得る
- ③ 入居者等に対して、避難者がいることをわかりやすく話し、注意を払う
- ④ 避難者に対して、要介護高齢者がいることへの理解を得る
- ⑤ 職員の役割分担を明確にし、避難所の援助活動と本来業務を分担する



## I 災害別の基礎知識

### 1 地震

#### (1) 地震波

- ① 地球は均質ではないため、いろいろな波形や波長の組み合わせの複雑な地震波が生じます。
- ② 地震の時、最初に到達する振幅が少ない小さな縦波は、P波と呼ばれています。
- ③ P波に続いて到着する振幅が大きな横波は、S波と呼ばれ、地震動の継続時間は約1分程度続きます。
- ④ P波、S波は地球の内部にまで振動状態を伝える波であるのに対して、L波と呼ばれる表面波は、水面の波のように表面地殻の部分だけが運動し、内部のほうは静止した状態のまま振動が伝わってくるものをいいます。

#### (2) 前震、本震、余震

- ① 地震によっては、比較的小さな地震の後に大きな地震があり、その相互の時間隔が短く、震源地が近い場合に、前者を前震といい、後者を本震と呼んでいます。
- ② 本震の後も、引き続いて起こる数多くの地震を余震と呼んでいます。
- ③ 大きな地震ほど余震は多くみられ、その数も多くなります。余震は本震より規模は小さいが、壊れかかった建物、崖などは、小さな余震で壊れることもあり、また、本震直後にショックを受けた被災者に与える心理的影響も大きいです。
- ④ 観測上、地震で前震を伴うものの数は余震を伴うものの数に比較して極めて少ないですが、小さな地震が繰り返し起こった後に、大きな本震がくることがあることもあり、警戒が必要です。

#### (3) マグニチュードと震度の違い

震度は、ある場所での地震による揺れの強さをあらわし、マグニチュードは地震そのものの大きさをあらわします。これは電球の明るさと周りの明るさに置きかえると、電球の明るさをあらわす値がマグニチュード、電球から離れたある場所の明るさが震度に相当します。つまりマグニチュードが大きくても（電球が明るくても）震源から遠いところでは震度は小さく（暗く）なります。



(4) 地震の震度と発生する状況の関係

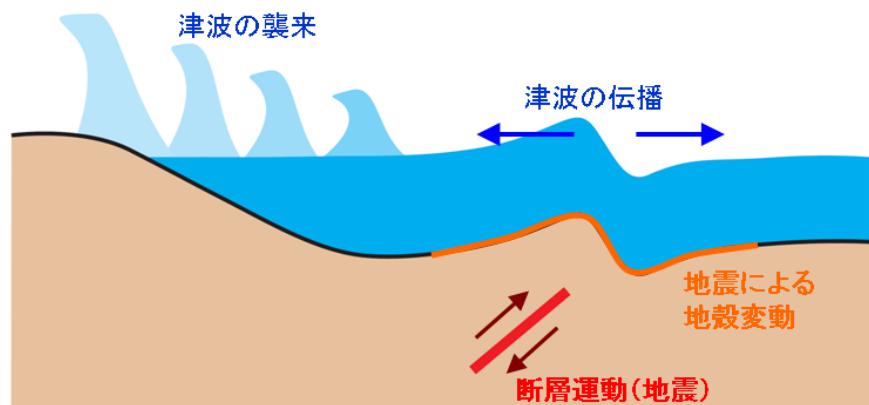
震度	屋内の状況	屋外の状況
0	○人は揺れを感じない	
1	○屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	
2	○屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる	
3	○屋内にいる人の多くが、揺れを感じる	
4	○ほとんどの人が驚く ○電灯などのつり下げ物は大きく揺れる ○座りの悪い置物が、倒れることがある	
5弱	○大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる ○棚にある食器類や本が落ちることがある ○固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある	
5強	○物につかまらないと歩くことが難しい ○棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる ○固定していない家具が倒れることがある	○補強されていないブロック類が崩れることがある
6弱	○立っていることが困難になる ○固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある ○ドアが開かなくなることがある	○壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある ○耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
6強	○はわないと動くことができない 飛ばされることもある ○固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる	○耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる ○大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある
7		○耐震性の低い木造建築物は、傾くものや、倒れるものが多くなる ○耐震性の高い木造建物もまれに傾くことがある ○耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる

(注) 地震の発生の原因や立地によっては、より大きな被害が発生することもあります

## 2 津波

### (1) 津波が起こる仕組み

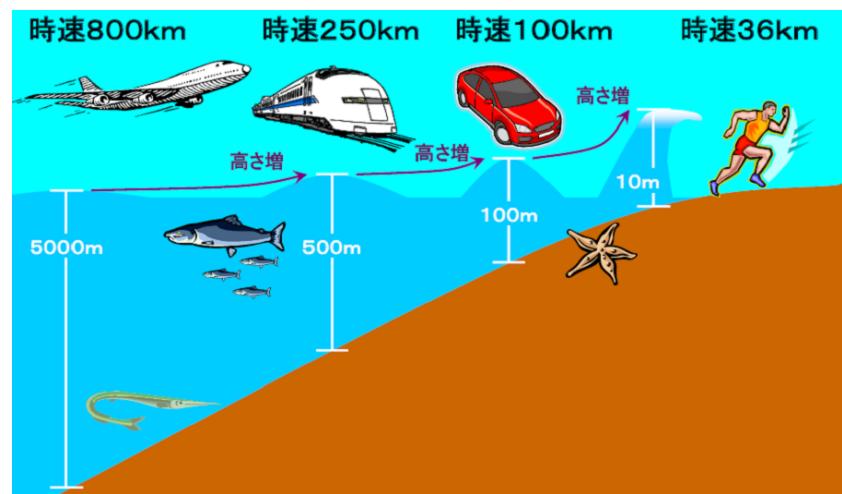
地震が起きると、震源付近では地面が持ち上がりたり、下がったりします。その結果、周辺の広い範囲にある海水全体が短時間に急激に持ち上がり下がったりし、それにより発生した海面のもり上がり又は沈みこみによる波が周りに広がっていきます。これが津波です。



### (2) 津波のはやさ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手のみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るために、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないので。海岸付近で地震の揺れを感じたら、又は、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



### （3）津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。

発表される津波の高さ

種類		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	1m、2m
津波注意報		0.5m

### （4）津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等が発表されます。

種類	内容
津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さの発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

### 3 台風（風害）

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して中心付近の最大風速がおよそ 17m/s（風力 8）以上になったものを「台風」と呼びます。

台風によって引き起こされる災害には、風害、水害、高潮害、波浪害などがあります。これらが単独で発生することではなく、複合して発生し大きな被害となります。

風の強さと吹き方（気象庁資料より抜粋）

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の 様子	乗車中	建造物の被害
10 以上 15 未満	やや強い 風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。	高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める
15 以上 20 未満	強い風	風に向かって歩けない。転倒する人も出る	小枝が折れる	通常の速度で運転するのが困難になる	ビニールハウスが壊れ始める
20 以上 25 未満	非常に強 い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する		車の運転を続けるのは危険な状態となる	鋼製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる
25 以上 30 未満		立っていられない。屋外での行動は危険	樹木が根こそぎ揺れ始める		ロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ飛び始める
30 以上	猛烈な風				屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始ま

（注1）表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります。

（注2）「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。

（注3）この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 風速は地形や廻りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

## 4 大雨災害（水害）

大雨災害には、洪水害、浸水害、たん水害、山崩れ害、がけ崩れ害、土石流害、地すべり害、強雨害があります。

### （1）指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省河川局、あるいは気象庁と都道府県が共同で、指定した河川に対して洪水のおそれの状態を予想して行う予報であり、洪水警報、洪水注意報、洪水情報があります。

### （2）土砂災害

毎年、豪雨、地震、火山活動等に伴い土砂災害が多発しています。土砂災害は、土石流地すべり、がけ崩れによる土砂災害、土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水氾濫災害など、いたるところで多様な形態で発生します。

#### ① 土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畠などを壊滅させてしまいます。

#### ② 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きく、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは困難で、梅雨あるいは台風などの豪雨により、毎年各地で地すべりが発生しています。

#### ③ がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急速に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高いです。

雨の強さと吹き方（気象庁発表資料より抜粋）

1時間雨量 (mm)	予報用語	受ける印象	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 20未満	やや強い雨	ザーヴーと降る	地面一面に水たまりができる	ワイパーを速くしても見づらい	・この程度の雨でも長く続くときは注意が必要
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り			・側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖くずれが始まる
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキがきかなくなる	・山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 ・都市では下水管から雨水があふれる
50以上 80未満		滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	水しぶきであたり一面白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	・都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある ・マンホールから水が噴出する ・土石流が起こりやすい ・多くの災害が発生する
80以上	猛烈な風	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる			・雨による大規模な災害が発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけられます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

2. この表は主に近年発生した被害の事例から作成されたものです。今後新しい事例が得られたり、表現等実状と合わなくなつた場合には内容を変更することができます”

## 5 自然災害の警報と注意報の種類

### (1) 警報・注意報について

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。また、注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さ等)が基準に達すると予想した区域に対して発表します。ただし、大地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

### (2) 石川県の警報・注意報の発表基準(抜粋・簡略版)

種類	警報	注意報
大雨 (注)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う	大雨によって災害が予想される場合に行う
洪水 (注)	大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、重大な災害が起こると予想される場合に行う	大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、災害が起こると予想される場合に行う
大雪 (注)	大雪によって重大な災害が予想される場合に行う	大雪によって災害が予想される場合に行う
暴風 (強風)	平均風速がおおむね毎秒 20 メートルを超えて、重大な災害が起こると予想される場合に行う	平均風速がおおむね毎秒 12 メートルを超えて、主として強風による被害が予想される場合に行う
暴風雪 (風雪)	平均風速がおおむね毎秒 20 メートルを超えて、雪を伴い、重大な災害が起こると予想される場合に行う	平均風速がおおむね毎秒 12 メートルを超えて、雪を伴い、被害が予想される場合に行う
波浪	風浪、うねり等によって、波の高さがおおむね 5 メートルに達し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う	風浪、うねりなどによって、波の高さがおおむね 3 メートルに達し、災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う
高潮	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う	台風等による海面の異常上昇により災害の起こるおそれがあると予想される場合に行う
雷	—	落雷により被害が予想される場合に行う
雪崩	—	雪崩が発生して被害があると予想される場合に行う

注) 大雨、洪水、大雪、高潮の警報(注意報)の発表基準の数値は各市町によって異なります。

## 6 雪害

### (1) 雪の密度

雪の重さは、乾いた雪で  $50 \text{ kg/m}^2$  、湿った雪で  $100\text{kg/m}^2$  になります。雪は氷と空気の混合物で、空気の含有率が高いほど密度が小さくなりますが、積もって空気が抜けると場合によっては  $500\text{kg/m}^2$  に達します。

ここまでるものになると、雪かきの際にひとつくい (30cm 立方) でおよそ 13kg となる計算となり、雪かきの際には大変な重労働になります。

### (2) 屋根雪の重さ

屋根雪の重さは平均  $300\text{kg/m}^2$  といわれています。仮に建坪 20 坪 ( $66 \text{ m}^2$ ) の家で約 50cm の雪が積もった場合、 $10,000\text{kg}$  近い重さとなり、重量  $1,000\text{kg}$  程度の軽自動車が 10 台乗る場合と同じ重さが屋根にかかることがあります。

これだけの屋根雪が落ちると、扉が埋まって閉じ込められたり、人に当たれば怪我はもちろんですが、生き埋めになることもありますので、注意を要します。

### (3) 雪崩の発生

山腹に積もった雪が重力の作用によって斜面を崩れ落ちることを、雪崩と呼びます。雪崩には厳冬期に多く起こる表層雪崩と、春先に多く起こる全層雪崩があります。特に表層雪崩は速度が速く、破壊力が強大で被害範囲も広くなる傾向にあります。

## 【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的お操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生																					
①	171をダイヤル	<b>1 7 1</b>																							
②	録音または再生を選択。	<p><b>【ガイダンス】</b> こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">(暗証番号なし)</td><td style="width: 25%;">(暗証番号あり)</td><td style="width: 25%;">(暗証番号なし)</td><td style="width: 25%;">(暗証番号あり)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>3</b></td><td style="text-align: center;"><b>4</b></td><td style="text-align: center;"><b>2</b></td><td style="text-align: center;"><b>1</b></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>1</b></td><td colspan="3"> <p><b>【ガイダンス】</b> 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;"><b>XXXX</b></td><td style="text-align: center;"><b>XXXX</b></td><td style="text-align: center;"><b>XXXX</b></td></tr> </table>				(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<p><b>【ガイダンス】</b> 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p>				<b>XXXX</b>	<b>XXXX</b>	<b>XXXX</b>				
(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)																						
<b>3</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>																						
<b>1</b>	<p><b>【ガイダンス】</b> 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p>																								
	<b>XXXX</b>	<b>XXXX</b>	<b>XXXX</b>																						
<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>																						
<p><b>【ガイダンス】</b> 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。</p>																									
<b>0 X X X X X X X X X X X X X X</b>																									
				伝言ダイヤルセンタに接続します。※1																					
③	被災地の方の電話番号を入力する。	<p><b>【ガイダンス】</b> 電話番号0XXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">ダイヤル式電話機の場合</td><td style="width: 25%;">プッシュ式電話機の場合</td><td style="width: 25%;">ダイヤル式電話機の場合</td><td style="width: 25%;">プッシュ式電話機の場合</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>1 #</b></td><td style="text-align: center;"><b>1 #</b></td><td style="text-align: center;"><b>1 #</b></td><td style="text-align: center;"><b>1 #</b></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</b></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わりましたら、電話をお切り下さい。</td><td style="text-align: center;"><b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。</td><td style="text-align: center;"><b>【ガイダンス】</b> 新しい伝言からお伝えします。</td><td style="text-align: center;"><b>【ガイダンス】</b> 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><b>伝言の録音</b></td></tr> </table>				ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	<b>1 #</b>	<b>1 #</b>	<b>1 #</b>	<b>1 #</b>	<b>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</b>				<b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わりましたら、電話をお切り下さい。	<b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	<b>【ガイダンス】</b> 新しい伝言からお伝えします。	<b>【ガイダンス】</b> 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。	<b>伝言の録音</b>			
ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合																						
<b>1 #</b>	<b>1 #</b>	<b>1 #</b>	<b>1 #</b>																						
<b>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</b>																									
<b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わりましたら、電話をお切り下さい。	<b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	<b>【ガイダンス】</b> 新しい伝言からお伝えします。	<b>【ガイダンス】</b> 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。																						
<b>伝言の録音</b>																									
<b>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</b>	<b>録音終了後 9 #</b>	<b>【ガイダンス】</b> お伝えする伝言は以上です。	<b>【ガイダンス】</b> お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。																						
<p><b>【ガイダンス】</b> 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。</p>		<p><b>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</b></p>																							
<p><b>【ガイダンス】</b> 録音した伝言内容を確認する。</p>		<p><b>【ガイダンス】</b> お伝えする伝言は以上です</p>																							
<p><b>【ガイダンス】</b> 伝言をお預かりしました。</p>																									
⑤	終了			自動で終話します。																					

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、  
「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

**覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)**

## II 災害対策チェックシート

### 1 平常時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

(その1) 平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設設備・備品	〔立地条件の確認と災害予測〕 □地盤、地形などの立地条件の確認と起こりうる災害予測はできていますか	2	1	5
	〔ライフラインの確保〕 □電話が通じない場合の通信手段（衛星電話など）が確保されていますか	2	2	6
	□災害時の飲料水等を確保していますか、また、確保する方法がありますか	2	2	6
	□水洗便所の使用が出来なくなった場合の対応が検討されていますか	2	2	6
	□灯油等の燃料を確保していますか、また確保する方法がありますか	2	2	6
	□自家発電装置等の緊急時の電力の確保ができますか	2	2	6
	□夜間に被災し、かつ、停電となった場合の照明は確保されていますか	2	2	6
	〔地震対策〕 □耐震診断は受診していますか	2	2	6
	□耐震性能が無い場合、建物等耐震補強工事を実施していますか	2	2	6
	□門柱ブロック塀等の耐震性を確保していますか	2	2	6
	□屋根から瓦等が落下しやすくなっていますか	2	2	6
	□消火器の設置場所と有効期限は確認していますか	2	2	6
	□自動火災報知設備等の消防用設備の点検・更新をしていますか	2	2	6
	□配管類の切断、抜け落ち防止対策が講じられていますか	2	2	6
	〔津波、風水害、豪雪対策〕 □重要設備のかさ上げ工事や防水対策が講じられていますか	2	2	7
	□排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検していますか	2	2	7
	□煙突やアンテナを針金で補強する等の転倒防止策が講じられていますか	2	2	7
	□屋根瓦、雨戸等を点検・補修していますか	2	2	7
	□鉢植え、物干し等飛散するものが置いてありませんか	2	2	7
	□大きな枝が折れないように樹木の剪定をしていますか	2	2	7

(その2) 平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設設備・備品	〔備品等の対策〕			
	□火気を使用する調理器具等はしっかりと固定されていますか	2	2	7
	□大きな家具、電化製品等は金具等で固定されていますか	2	2	7
	□天井からつり下げられている照明器具は鎖等で補強されていますか	2	2	7
	□棚や戸棚に置いてあるものは落下しないよう工夫されていますか	2	2	7
	□落下の危険があるものを高所に置いていませんか	2	2	7
	□飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防を講じていますか	2	2	7
	□避難経路に避難の妨げとなるものを置いていませんか	2	2	7
	〔危険物の管理と保管〕			
	□ガスの供給元栓の場所を把握していますか	2	2	8
	□ガスの感震自動遮断装置は作動しますか	2	2	8
	□薬品、可燃性危険物は火気がなく落下の危険のない場所に保管していますか	2	2	8
	□プロパンガスボンベは、転倒しないように固定していますか	2	2	8
災害対策体制	□地下や屋外に設置している水(油)タンク等は点検していますか	2	2	8
	〔食糧等の備蓄〕			
	□入居者等と職員を含め3日分以上の食料が備蓄されていますか	2	2	8
	□火や水が無くても食べられるものや、消化しやすい食糧を準備していますか	2	2	8
	□備蓄物資は、2階以上で保管されていますか	2	2	8
	〔職員や施設内外との連絡体制の整備〕			
	□職員間で連絡が取れるよう、緊急連絡網を作成していますか	2	3	11
	□施設外の関係者の緊急連絡先一覧を作成していますか	2	3	11
	□電話等通常の連絡手段が使えない場合の緊急時の連絡方法を検討していますか	2	3	12
	〔災害発生時の組織体制の整備〕			
	□災害発生時の総括責任者及びその代行者を定めていますか	2	3	13
	□各職員の役割分担は定められていますか	2	3	13
	□各職員が自身の役割を認識していますか	2	3	13
データ	□職員が少数時に対応できるような体制や、職員参集基準を整備していますか	2	3	14
	〔救護用入居者等一覧〕			
	□救護が必要な入居者等をまとめた一覧を作成していますか	2	3	16
	□作成した一覧は、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管していますか	2	3	16
データ	□データを常に更新し、バックアップを行っていますか	2	3	16

(その3) 平常時チェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
災害対策体制	〔避難場所・避難経路等の設定〕			
	□災害の種類や規模に応じた避難場所等を設定していますか	2	4	17
	□避難経路は複数設定していますか	2	4	17
	□送迎中に被災した場合の避難場所等や避難経路を検討していますか	2	4	17
	□避難場所や避難経路をまとめたマップを作成していますか	2	4	17
	□避難経路は定期的にチェックしていますか	2	4	17
	〔避難手段の確保〕			
	□避難に必要な車両は確保されていますか	2	4	19
	□施設の入居者等の特性に応じた避難手段を確保していますか	2	4	19
	□避難する方法（徒歩、車いす等）が職員に分かりやすいようになっていますか	2	4	19
	〔持ち出し品の準備〕			
	□避難時に使用する物を準備しましたか	2	4	19
	□持ち出し品はすぐ取り出せる場所に置いてありますか	2	4	19
	□作成した救護用入居者等一覧等はいつでも持ち出せるようになっていますか	2	4	19
	〔家族等への引き渡し〕			
	□家族等と避難場所等及び引き渡し場所について情報共有していますか	2	5	21
	□家族等と引き渡しの方法について情報共有していますか	2	5	21
	□施設が利用不可な場合の家族等への情報提供体制を整備していますか	2	5	21
	□家族等への情報提供方法について、家族等に周知していますか	2	5	22
〔防災訓練の実施〕	〔防災訓練の実施〕			
	□様々な災害、事態を想定した訓練を実施していますか	2	6	23
	□入居者等が自分自身で身を守る手段を学ぶ訓練を実施していますか	2	6	23
	□地域住民の協力を得る形での訓練を実施していますか	2	6	23
	□防災訓練の結果を検証し・見直し・改善を絶えず行っていますか	2	6	23
	□各職員が訓練や研修によって、防災知識の向上等に取り組んでいますか	2	6	23
	〔地域の関係機関や住民等との協力体制の構築〕			
	□地域で実施する防災訓練等に積極的に参加していますか	2	7	25
	□災害時に協力要請ができるように、近隣のボランティアや自主防災組織へ、日頃から相談していますか	2	7	25
	□地域で独自に作成している避難計画、消防計画等の対象に自施設を加えてもらっていますか	2	7	25
	□地域の行事へ積極的に参加し、防災に関する情報交換等をしていますか	2	7	25

## 2 地震への対応のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔安否確認と指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	3	—	28
	□入居者等の安否確認を行い総括責任者に報告していますか	3	—	28
	〔職員の招集〕 □職員の招集をかけていますか	3	—	28
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	3	—	28
	〔火元の点検と消火活動〕 □火元の点検とガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）をしていますか	3	—	29
	□火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止をを指示）をしていますか	3	—	29
	〔施設内・避難経路の安全確保〕 □戸が再び閉まらないように近くのものを挟み込んでいますか	3	—	30
	□ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、安全な避難経路を確保していますか	3	—	30
	□倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置をしていますか	3	—	30
	□建物の崩落等の危険を発見したら、周囲に知らせていますか	3	—	30
	□危険箇所にはロープを張って立ち入り禁止としていますか	3	—	30
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認していますか	3	—	30
	□負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	30
	□医療機器を利用している入居者等のために電源確保していますか	3	—	30
	□負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	30
	〔情報の収集と発信〕 □施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集をしていますか	3	—	30
	□入居者等に定期的に情報提供していますか	3	—	30
	□家族等への連絡は、施設が一括して連絡を行っていますか	3	—	30

(その2) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔施設周辺の確認〕			
	□漏電、ボイラーの破損など二次災害発生の原因になるものをすぐには点検し、電力会社や電気工事業者の判断を得ていますか	3	—	30
	□給水、供電などのライフラインや給食等設備に支障がないか点検していますか	3	—	30
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水・油漏れ等を点検し、必要な清掃を行っていますか	3	—	30
	〔避難の判断〕			
	□施設の状態、立地条件や施設の周辺環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否判断を行っていますか	3	—	31
	〔避難誘導〕			
	□避難の実施が困難な場合は、地域住民や企業、学校等に応援要請を行っていますか	3	—	31
	□避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備を行っていますか	3	—	31
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順の指示を行っていますか	3	—	31
	□施設を離れる際には、ブレーカーを落としていますか	3	—	31
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	〔家族等への情報発信〕			
	□建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	3	—	32
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	3	—	32
	〔家族等への引き渡し〕			
	□避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	3	—	32
	〔施設が使用不能となった場合〕			
	□入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	3	—	33
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	3	—	33

(その3) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設外活動時の対応	〔安否確認と指揮体制の確認〕 <input type="checkbox"/> その場にいる職員の中から責任者を定めていますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 入居者等の安否及び負傷の確認を行っていますか	3	—	34
	〔役割分担〕 <input type="checkbox"/> 役割分担を確認していますか	3	—	34
	〔施設への連絡〕 <input type="checkbox"/> 責任者は、総括責任者に入居者等の安否等を総括責任者に報告し、指示を仰いでいますか。ただし、連絡がつかない場合は、連絡を中断し、各自の判断としてください。	3	—	34
	〔救護活動〕 <input type="checkbox"/> 負傷者の有無を確認していますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 場合によって負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	34
	〔避難の判断〕 <input type="checkbox"/> 施設へ連絡が取れない場合は、責任者は周辺の状況等を判断し、あらかじめ定められた避難先へ避難を指示していますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認していますか	3	—	34
	〔避難後の連絡〕 <input type="checkbox"/> 避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとっていますか	3	—	34
夜間ににおける対応	〔安否の確認〕 <input type="checkbox"/> 入居者の安否を確認していますか	3	—	35
	〔総括責任者への連絡〕 <input type="checkbox"/> 入居者の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求めていませんか	3	—	35
	〔火元の点検と消火活動〕 <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉め、漏電やガス漏れの有無を確認していますか	3	—	35
	<input type="checkbox"/> 出火を見つけたら、火災報知器を押し、直ちに可能な範囲で消火活動を行っていますか	3	—	35
	〔負傷者の救護〕 <input type="checkbox"/> 安全なスペースへ入居者を移動後、応急手当を施していますか	3	—	35
	〔近隣への応援要請〕 <input type="checkbox"/> 総括責任者の判断のもと近隣住民、町内会等に協力要請を求めていますか	3	—	35

### 3 津波への対応のチェックシート

大規模な地震が発生した際、数分程度で、津波が到達することある。このため、日頃から、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法			
	章	節	頁
警報等発表時の対応	〔情報の収集と発信〕		
	<input type="checkbox"/> ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手していますか		
	<input type="checkbox"/> 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えてていますか		
	<input type="checkbox"/> 家族等へは施設から一括して連絡をしていますか		
	〔指示体制の確認〕		
	<input type="checkbox"/> 総括責任者を定めていますか		
	〔職員の招集〕		
	<input type="checkbox"/> 職員を招集していますか。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所に避難することを優先させる		
	〔役割分担〕		
	<input type="checkbox"/> 役割分担を確認していますか		
警報等発表時の対応	〔火元の点検〕		
	<input type="checkbox"/> 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓などの火気の使用制限を行っていますか		
	<input type="checkbox"/> 危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか		
	〔避難の判断〕		
	<input type="checkbox"/> 施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか		
	<input type="checkbox"/> 避難場所は、可能な限り近く、高い場所を避難場所となっていますか		
	〔地域住民の応援要請〕		
	<input type="checkbox"/> 職員数、入居者数等の状況により、避難が困難な場合は、近隣住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に応援要請を行っていますか		
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕		
	<input type="checkbox"/> 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか		
警報等発表時の対応	<input type="checkbox"/> 担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか		
	<input type="checkbox"/> 避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか		

(その2) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警報等発表時の対応	<input type="checkbox"/> 入居者等への避難誘導の連絡と安全指導班の避難手順の指示を行いましたか	4	1	40
	<input type="checkbox"/> 避難誘導後に点呼をとりましたか	4	1	40
	[家族等への情報発信] <input type="checkbox"/> 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	4	1	40
	<input type="checkbox"/> 避難後、家族等に現状を報告していますか	4	1	40
	[家族等への引き渡し] <input type="checkbox"/> 警報又は注意報が解除され安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	4	1	40
	[避難が不要な場合の対応] <input type="checkbox"/> 入居者等を最上階に移動させていますか	4	1	41
	<input type="checkbox"/> 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	4	1	41

## 4 風水害・豪雪への対応のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発表された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようまとめたものである。

### (その1) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警報等発令時の対応	〔情報の収集と発信〕 <input type="checkbox"/> ラジオ、テレビ、市町、警察、消防等の施設内外から情報を入手していますか	5	1	44
	〔指示体制の確認〕 <input type="checkbox"/> 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	5	1	44
	〔職員の招集〕 <input type="checkbox"/> 家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	5	1	44
	〔総括責任者を定めていますか〕	5	1	44
	〔役割分担〕 <input type="checkbox"/> 役割分担を確認していますか	5	1	44
	〔火元の点検〕 <input type="checkbox"/> 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行っていますか	5	1	45
	〔危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか〕	5	1	45
	〔施設等の安全確保〕 <input type="checkbox"/> 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去していますか	5	1	45
	〔出入口の窓をしっかり閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護していますか〕	5	1	45
	〔ガラス破損の時の布製ガムテープを準備していますか〕	5	1	45
	〔台風通過時の土砂崩れ、河川氾濫等への備えていますか〕	5	1	45
	〔浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具を準備していますか〕	5	1	45
	〔車両を安全な場所へ移動していますか〕	5	1	45
	〔救護活動の準備〕 <input type="checkbox"/> 必要な医薬品、衛生材料を準備していますか	5	1	45
	〔担架車椅子、搬送用ゴムボート等の救護用運搬用具を準備していますか〕	5	1	45
	〔緊急物資確保の準備〕 <input type="checkbox"/> 備蓄している食糧や機材等を準備していますか	5	1	45
	〔生活用品等の保護〕 <input type="checkbox"/> 浸水などのおそれがある場合は、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動させていますか	5	1	45

(その2) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警報等発表時の対応	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 <input type="checkbox"/> 入居者等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	5	1	45
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	5	1	45
	□職員数、入居者等の状況により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、公的機関等に協力を要請していますか	5	1	45
	〔施設周辺の点検・見回り〕 <input type="checkbox"/> 施設周辺に危険な兆候がないか確認していますか	5	1	45
	〔避難の判断〕 <input type="checkbox"/> 避難の際、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に気を配っていますか	5	1	46
	□高齢者は、避難に十分時間が必要であることを配慮していますか	5	1	46
	□河川の氾濫前に避難できるよう検討していますか	5	1	46
	□施設の状況、立地条件や施設周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか	5	1	46
	〔避難誘導〕 <input type="checkbox"/> 避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示をしていますか	5	1	47
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	〔家族等への情報発信〕 <input type="checkbox"/> 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	5	1	47
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	5	1	47
	〔家族等への引き渡し〕 <input type="checkbox"/> 警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	5	1	47
	〔避難が不要な場合の対応〕 <input type="checkbox"/> 入居者等を最上階に移動させていますか	5	1	47
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	5	1	47
	〔安全点検〕 <input type="checkbox"/> 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	1	48
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	1	48
	〔施設が使用不能となった場合〕 <input type="checkbox"/> 入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	5	1	48
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	5	1	48

(その3) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
緊急時の風水害・豪雪への対応	〔施設周辺の確認〕			
	□土砂崩れや雪崩等の二次災害の危険がないか確認していますか	5	2	49
	□危険な箇所を発見した場合は、電力会社又は電気工事業者の判断を得ていますか	5	2	49
	□看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか、撤去していますか	5	2	49
	〔避難又は施設での待機の判断〕			
	□避難の要否を判断していますか	5	2	49
	□施設内で待機する場合、消防署等にその旨を連絡していますか	5	2	49
	〔風水害・豪雪発生時の入居者等の避難誘導〕			
	＜水害＞			
	□運動靴をはかせていますか	5	2	49
	□ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所を避けていますか	5	2	49
	□冠水した場合は、先頭の人は傘や棒などの長いもので足下を確認しながら避難していますか	5	2	49
	＜雪害＞			
	□屋根雪が落ちる恐れがあるので、建物の近くを歩かないようにしていますか	5	2	49
	□先頭の人は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくしていますか	5	2	49
	□視界が悪くなるので、障害物や車に注意していますか	5	2	49
	〔施設内での待機〕			
	□緊急時の備蓄や生活用品が水没しないよう対処していますか	5	2	50
	□施設内に取り残されていることを外部に伝えていますか	5	2	50
	□入居者等の健康管理に気をつけていますか	5	2	50
	□入居者等が施設外へ出たりすることがないよう、出来るだけ目に届く一箇所に集めていますか	5	2	50
	〔安全点検〕			
	□給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	2	50
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	2	50

### III 施設防災関係法令一覧

- (1) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭和 55 年 1 月 16 日、社施第 5 号)
- (2) 社会福祉施設における防災対策の強化について(昭和 58 年 12 月 17 日、社施第 121 号)
- (3) 社会福祉施設における防災対策の強化について(昭和 60 年 9 月 21 日、社施第 102 号)
- (4) 介護老人保健施設における防火、防災対策について(昭和 63 年 11 月 11 日、老健第 24 号)
- (5) 介護保険施設等における防災対策の強化について(平成 24 年 4 月 20 日老総発 0420 第 1 号、老高発 0420 第 1 号、老振発 0420 第 1 号、老老発 0420 第 1 号)
- (6) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年石川県条例第 43 号)第 8 条
- (7) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年石川県条例第 44 号)第 8 条
- (8) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年石川県条例第 45 号)第 8 条  
注) ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは同条を準用
- (9) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年石川県条例第 46 号)第 110 条  
注) 指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護及び指定短期入所療養介護は、同条を準用
- (10) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年石川県条例第 47 号)第 104 条  
注) 指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所介護は、同条を準用
- (11) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令 34 号)第 57 条、第 82 条の 2  
注 1) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、第 57 条を準用  
注 2) 指定認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスは、第 82 条の 2 を準用
- (12) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年石川県条例第 48 号)第 31 条  
注) ユニット型指定介護老人福祉施設は、同条を準用
- (13) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 24 年石川県条例第 49 号)第 31 条  
注) ユニット型介護老人保健施設は、同条を準用

(14) 石川県有料老人ホーム設置運営指導指針 (平成 24 年 9 月 20 日長第 1918 号)

6 (3)

参考文献 :

(1) 「社会福祉施設 地震防災マニュアル」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会発行

(2) 「介護老人保健施設 災害対応マニュアル」 有限会社 全老健共済会発行

(3) WAM 2005 年 3 月、特集 災害時の福祉施設の役割

独立行政法人福祉医療機構

(4) 「総合的な豪雨災害対策の推進について」 (提言) 平成 17 年 4 月 18 日、

社会資本整備審議会河川分科会 豪雨災害対策総合政策委員会

(5) 「石川県地域防災計画」 石川県危機管理監室

(6) 「災害弱者支援指針」 平成 14 年 3 月 兵庫県

(7) 「障害者等防災マニュアル」 平成 16 年 9 月 徳島県

(8) 「和歌山県障害者・高齢者難病患者防災マニュアル」 和歌山県

(9) 「地震病院防災マニュアル作成の手引き」 平成 11 年 3 月、神奈川県衛生部

(10) 「長峰・杜の三番街 防災マニュアル」 2004 年 5 月 1 日 東京都稻城市

(11) 「防災マニュアル」 広島大学総合科学部

(12) 「社会福祉施設運営の手引き 地震防災」 兵庫県社会福祉事業団 あわじ荘

(13) 「災害時における特別養護老人ホームのリスクマネジメント」 2012 年 3 月 31 日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会／老施協総研

(14) 「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」 平成 24 年 3 月

福岡県保健医療介護部

(15) 挿絵

①社会福祉施設における地震防災対策 静岡県

②災害弱者防災行動マニュアルへの提言 東京都心身障害者福祉センター

③災害時要援護者支援マニュアル 新宿区

④災害弱者対応防災マニュアル 札幌市

⑤防災マニュアル 福岡県大野城市

## 高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

(順不同、敬称略)

区分	役職	氏名
学識経験者	金沢大学人間社会学域地域創造学類准教授	青木 賢人
福祉関係者	日本認知症グループホーム協会石川県支部長	石林 爾郎
	石川県老人福祉施設協議会会长	久藤 妙子
	石川県介護福祉士会会长	端 久美
保健関係者	石川県老人保健施設協議会会长	北中 勇